

東京都環境確保条例

2014/5/30 現在

大規模事業所に対する

「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」

関係資料

【第2計画期間】の主な事項等

- 本資料の内容につきましては、対象事業所の皆様から寄せられたご質問や新たな決定事項などを踏まえ、順次、更新してまいります。
- 更新した資料は、多くの皆様にご利用いただけるよう東京都環境局のホームページで公表してまいります。
(東京都環境局ホームページ：<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>)

目 次

1 第2計画期間から新たに適用する事項等について

- (1) 総量削減義務の履行手段
- (2) 削減義務率 ①考え方
- (3) 削減義務率 ②第2計画期間の削減義務率
- (4) 中小企業等への対応 ①概要
- (5) 中小企業等への対応 ②手順フロー
- (6) 中小企業等への対応 ③提出書類
- (7) 電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置 ①概要
- (8) 電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置 ②確認方法
- (9) 新たに削減義務対象となる事業所の取扱い
- (10) 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）
- (11) CO₂排出係数の見直し ①全体
- (12) CO₂排出係数の見直し ②第2計画期間の排出係数
- (13) 基準排出量の再計算 ①再計算を行う理由
- (14) 基準排出量の再計算 ②再計算の方法
- (15) 基準排出量の再計算 ③原則と例外について（過去の排出実績）
- (16) 基準排出量の再計算 ④原則と例外の比較方法（過去の排出実績）
- (17) 基準排出量の再計算 ⑤手順フロー（過去の排出実績）
- (18) 基準排出量の再計算 ⑥原則と例外について（排出標準原単位）
- (19) 基準排出量の再計算 ⑦原則と例外の比較方法（排出標準原単位）
- (20) 基準排出量の再計算 ⑧手順フロー（排出標準原単位）
- (21) バンキングされた超過削減量等の取扱い
- (22) 第2計画期間の基準排出量の取扱い（単年度を選択できる場合等）
- (23) 低炭素電力の選択の仕組み
- (24) 低炭素熱の選択の仕組み
- (25) 高効率コジェネの取扱い ①全体
- (26) 高効率コジェネの取扱い ②高効率コジェネ受入評価の仕組み
- (27) 低炭素電力の選択の仕組み等における削減量について
- (28) 今後の主なスケジュール（予定）

2 制度運用に関するその他のお知らせ

- (1) 制度運用に関するその他のお知らせ
- (2) 推進体制の整備
- (3) 駐車場、倉庫、小学校などの小原単位建物の除外
- (4) 排出標準原単位の改定 ～細分化及び新たな用途区分設定～
- (5) 主な義務と義務違反時の措置
- (6) 特定計量器の取扱い ～燃料等使用量の実測による把握～
- (7) 削減対策の推進に向けて

3 御質問等をお寄せいただく場合の方法等について

- (1) 御質問等をお寄せいただく場合の方法等
- (2) 制度に対する御質問の回答集について

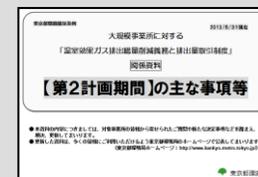
*****関係資料について*****

関係資料は、第1期のものに、第2計画期間の主な事項等（本資料）を加えて、第2計画期間から利用する関係資料を作成予定（2015年度公表）



第1計画期間の
関係資料

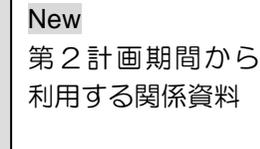
+



第2計画期間の主
な事項等（本資料）



加筆・修正
し統合



1 第2計画期間から新たに適用する事項等について

(1) 総量削減義務の履行手段	(15) 基準排出量の再計算 ③原則と例外について (過去の排出実績)
(2) 削減義務率 ①考え方	(16) 基準排出量の再計算 ④原則と例外の比較方法 (過去の排出実績)
(3) 削減義務率 ②第2計画期間の削減義務率	(17) 基準排出量の再計算 ⑤手順フロー (過去の排出実績)
(4) 中小企業等への対応 ①概要	(18) 基準排出量の再計算 ⑥原則と例外について (排出標準原単位)
(5) 中小企業等への対応 ②手順フロー	(19) 基準排出量の再計算 ⑦原則と例外の比較方法 (排出標準原単位)
(6) 中小企業等への対応 ③提出書類	(20) 基準排出量の再計算 ⑧手順フロー (排出標準原単位)
(7) 電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置 ①概要	(21) バンキングされた超過削減量等の取扱い
(8) 電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置 ②確認方法	(22) 第2計画期間の基準排出量の取扱い (単年度を選択できる場合等)
(9) 新たに削減義務対象となる事業所の取扱い	(23) 低炭素電力の選択の仕組み
(10) 優良特定地球温暖化対策事業所 (トップレベル事業所)	(24) 低炭素熱の選択の仕組み
(11) CO ₂ 排出係数の見直し ①全体	(25) 高効率コージェネの取扱い ①全体
(12) CO ₂ 排出係数の見直し ②第2計画期間の排出係数	(26) 高効率コージェネの取扱い ②高効率コージェネ受入評価の仕組み
(13) 基準排出量の再計算 ①再計算を行う理由	(27) 低炭素電力の選択の仕組み等における削減量について
(14) 基準排出量の再計算 ②再計算の方法	(28) 今後の主なスケジュール (予定)

1 (1) 総量削減義務の履行手段

【第2計画期間】

■第2計画期間の削減義務率（2015～2019年度の平均）

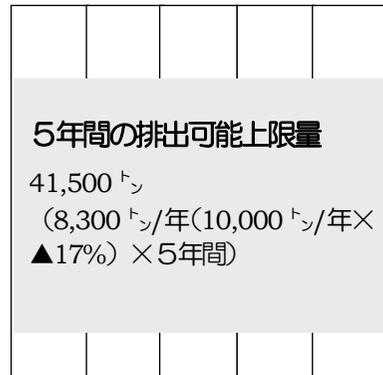
区分	基準排出量 [※] 比	基準排出量 [※] 比	
		第1計画期間 (2010～2014年度)	第2計画期間 (2015～2019年度)
I-1	オフィスビル等と地域冷暖房施設 (「区分I-2」に該当するものを除く。)	8%	17%
I-2	オフィスビル等のうち地域冷暖房等を多く利用している事業所	6%	15%
II	区分I-1、I-2以外の事業所(工場等)	6%	15%

※原則：2002～2007年度までのいずれか連続する3か年度平均値。第2計画期間のCO₂排出係数の見直しに伴い、基準排出量も、見直し後の排出係数を用いて再計算

〔総量削減義務履行の状態〕

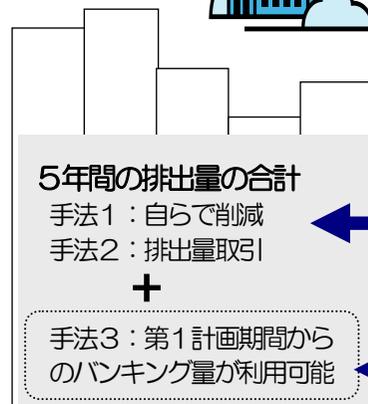
(例) 第2計画期間の削減義務率が17%の事業所の場合

- 基準排出量：10,000トン/年（第2期の排出係数で再計算後の値）
(2002-2007年度のうち、いずれか連続する3か年度平均値で設定)
- 第2計画期間の削減義務率：17%



(削減計画期間：5年間)

≧
削減義務履行



2015 2016 2017 2018 2019
年度

1. 自らで削減

○高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進など（「燃料・熱・電気の使用量」を削減する対策）

その他ガス削減量（「水の使用量」や「下水の排水量」の削減に伴う「CO₂以外の温室効果ガス」の削減量（削減義務に利用できるのは削減した量の1/2まで）も利用可能

○「低炭素電力・熱の選択の仕組み」

新設

事業所の「低炭素電力・熱の供給事業者」選択行動を促すため、事業所が選択した電力・熱の供給事業者の排出係数の違いを、一定の範囲で事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入

2. 排出量取引

①超過削減量

他の削減義務対象事業所が、削減義務量を超えて削減した量（基準排出量の1/2を超えない範囲のものに限る。）

②都内中小クレジット（都内削減量）

都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量

③再エネクレジット（環境価値換算量・その他削減量）

再生可能エネルギーの環境価値（太陽光(熱)、風力、地熱、水力(1000kW以下)については、1.5倍換算)

④都外クレジット（都外削減量）

都外大規模事業所の省エネ対策による削減量（削減義務に利用できるのは、削減義務量の1/3まで）

⑤埼玉連携クレジット（その他削減量）

埼玉県目標設定型排出量取引制度により創出された埼玉県の超過削減量及び県内中小クレジット

3. 第1計画期間からのバンキング量

第1計画期間の超過削減量やクレジットを、第2計画期間の削減義務に利用することができる。（第3計画期間へのバンキングはできない。）

1 (2) 削減義務率 ①考え方

【第2計画期間】

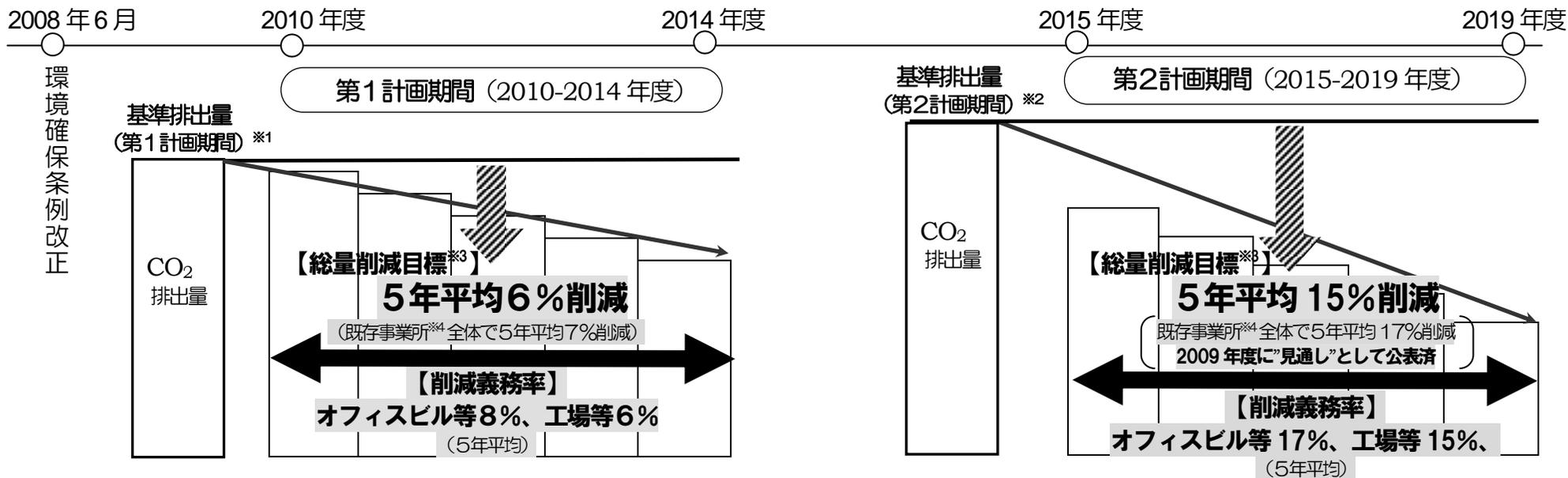
- 東京都の総量削減目標「2020年までに、2000年比25%削減」（「10年後の東京」及び「環境基本計画」）
- 「2020年までに、2000年比25%削減」に必要な業務産業部門の削減率は17%
 - 第1計画期間（2010-2014年度）は、「大幅削減に向けた転換始動期」と位置付け、8%又は6%の削減義務
 - 第2計画期間（2015-2019年度）は、「より大幅なCO₂削減を定着・展開する期間」と位置付け、17%又は15%の削減義務

東京都は、2006年12月、「10年後の東京」において、「2020年までに2000年比で25%削減」というCO₂削減目標を設定しました。この目標は、

- ① 危険な気候変動による影響を回避するためには、2050年には世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減する必要があること、
- ② 膨大なエネルギーを消費し、便利で豊かな生活を実現した先進国の大都市こそが、大幅なCO₂削減を可能とする低炭素型の持続可能な社会への移行を先導しなければならないこと、
- ③ 先進国の大都市が、こうした都市モデルを実現してこそ、急成長を続けるアジアなど途上国の都市に対しても、目指すべき都市の姿を実践的に示すことができること、

という認識に立ち、東京は世界の大都市に先駆けて、低炭素型の都市モデルを実現していくことを目指し、設定したものです。

2013年1月に策定した『「2020年の東京」へのアクションプログラム2013』においても、プログラムのひとつとして、「2020年までに2000年比25%のCO₂排出削減を目標に、カーボンマイナス施策を東京全体で展開している。」ことを掲げています。



※1：原則、2002-2007年度のうち連続する3か年度平均値

(第1期の電気の排出係数は2005-2007年度の都内に電気を供給する東京電力及び新電力の平均値0.382t-CO₂/千kWh (計画期間中は固定))

※3：各計画期間の総量削減目標は、計画期間中に、新たに指定地球温暖化対策事業所となる事業所の排出量等を含めた値である。

※4：既存事業所とは、総量削減目標の適用日(平成22年4月1日)における指定地球温暖化対策事業所をいう。

※2：第1計画期間同様の算定方法。ただし、第2計画期間の排出係数で再計算

(第2計画期間の電気の排出係数は2011、2012年度の都内に電気を供給する東京電力及び新電力の平均値0.489t-CO₂/千kWh (計画期間中は固定))

1 (3) 削減義務率 ②第2計画期間の削減義務率

【第2計画期間】

- 第2計画期間（2015～2019年度）の削減義務率：17%又は15%（基準排出量比）
- 「より大幅な削減を定着・展開する期間」としての特別の配慮を実施
- 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）と認められたときは、削減義務率を1/2又は3/4に緩和

●第2計画期間の削減義務率（2015～2019年度の平均）

区分	基準排出量*比 <small>*原則：2002～2007年度までのいずれか連続する3か年度平均値</small>	基準排出量*比	
		(参考) 第1計画期間 (2010～2014年度)	第2計画期間 (2015～2019年度)
I-1	オフィスビル等*1と地或冷暖房施設 (「区分I-2」に該当するものを除く)	8%	17%
I-2	オフィスビル等*1のうち 地或冷暖房等を多く利用している*2事業所	6%	15%
II	区分I-1、I-2以外の事業所 (工場等*3)	6%	15%

- ※1 オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設等
- ※2 事務所の全エネルギー使用量に占める地或冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの
- ※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設等

◆適用される削減義務率の考え方

該当する区分の削減義務率に対し、まず、電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置対象事業所に該当する場合は「Step1：4%又は2%を減ずる。」を実施し、次に、トップレベル事業所に該当する場合は「Step2：1/2又は3/4を乗ずる。」を実施した値が当該事業所の削減義務率となる。

手順	事項	既存の事業所	新たに削減義務対象となる事業所
—	区分	17%又は15%	8%又は6%
Step1	電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置対象事業所	4%又は2%を減ずる。	—
Step2	トップレベル事業所	1/2又は3/4を乗ずる。	

(例) 区分I-1、電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置対象事業所（都庁年度の削減義務率から減ずる程度は2%）に該当、かつ、準トップレベルに該当する事業所の削減義務率は、

$$(17\% - 2\%) \times 3/4 = 11.25\%$$

区分I-1

Step1 電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置対象事業所（都庁年度の削減義務率から減ずる程度は2%）に該当

Step2 準トップレベルに該当

●「より大幅な削減を定着・展開する期間」としての特別の配慮

① 中小企業等への対応

中小企業等（中小企業基本法に定める中小企業者（大企業等が1/2以上出資などの場合を除く。）、中小企業等協同組合法に定める事業協同組合等）が1/2以上を所有する大規模事業所（以下「指定相当地球温暖化対策事業所」という。）は削減義務対象外（ただし、新たに中小企業等として計画書の提出・公表が必要）

② 電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置

17%又は15%の削減義務率が適用される事業所のうち、電気事業法第27条の使用制限の緩和措置（削減率0%又は5%）の要件を満たす需要設備（一部*4を除く）の排出量が当該事業所の排出量の1/2以上である事業所は、第2計画期間に限り削減義務率を緩和（4%又は2%減少）

- (例) 4%緩和：医療施設、社会福祉施設等
- 2%緩和：冷凍冷蔵倉庫、航空保安施設等

※4：電気事業法第27条の使用制限の緩和措置として削減率10%の要件を満たす需要設備、削減率5%の要件を満たす需要設備のうち都施設、緩和対象時間帯が限定される需要設備及び発電のためのエネルギー供給等が制限緩和理由である需要設備

③ 新たに削減義務対象となる事業所の取扱い

第2計画期間から新たに特定地球温暖化対策事業所（削減義務対象事業所）となる事業所には、第1計画期間と同等の削減義務率（8%又は6%）を適用。このほか、第1計画期間に限り、その途中から削減義務対象になった事業所は、「特定地球温暖化対策事業所になってから5年間は、第1計画期間に適用される削減義務率を適用」することとする。（第2計画期間の残りの期間（特定地球温暖化対策事業所になってから6年度目以降）は、第2計画期間の削減義務率を適用）

●トップレベル事業所について

「地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所」として、都が定める認定基準に適合すると認められたときは、当該事業所に適用する削減義務率を1/2又は3/4に緩和

詳細は本資料
1(4)

詳細は本資料
1(7)

詳細は本資料
1(9)

詳細は本資料
1(10)

1 (4) 中小企業等への対応 ①概要

【第2計画期間】

- 「より大幅な削減を定着・展開する第2計画期間」の特別の配慮として、中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所は削減義務対象外
- ただし、「指定相当地球温暖化対策事業所」として、これまでと同様に、地球温暖化対策計画書の提出・公表等が必要（検証不要）
- 既存事業所であって第2計画期間初年度（2015年度）に中小企業等に該当する場合の手続きは、2016年度に実施予定

■ 中小企業等の定義

削減義務対象外となる中小企業等とは、次の①から⑥までのいずれかに該当する事業者（毎年度末時点の状況で判断）

① 中小企業基本法に定める中小企業者

中小企業基本法に定める中小企業者は、業種ごとに資本金・従業員数のいずれかが下表の数値以下である者をいう。（業種は日本標準産業分類第10回改訂版による。）

業種	資本金又は出資総額	常時使用従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

ただし、次のアからオまでの場合を除く。

- ア 持株会社であり、その子会社が大企業であるとき等
- イ 1つの大企業若しくはアに該当する企業又はその役員が1/2以上出資等
- ウ 複数の大企業若しくはアに該当する企業又はその役員が2/3以上出資等
- エ 1つの大企業又はアに該当する企業の役員又は職員が、役員総数の1/2以上兼務
- オ その他、大企業等が経営を実質的に支配すると知事が認める場合

【注意】国や地方公共団体、会社法以外の法律によって設立された法人（医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社など）は中小企業者には含まれない。

- ② 中小企業団体の組織に関する法律に定める 協業組合、商工組合又は商工組合連合会
- ③ 中小企業等協同組合法に定める 事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会又は企業組合
- ④ 商店街振興組合法に定める 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- ⑤ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に定める 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会
- ⑥ 個人

■ 1/2以上所有の判断

注意1：届出による削減義務者にかかわらず、所有者で判断

注意2：該当する場合は、その事業所全体が削減義務対象外となる。

① 原油換算エネルギー使用量で1/2以上を判断

中小企業等が所有する部分のエネルギー使用量が特定計量器で計測されている場合は、当該部分の当該年度の原油換算エネルギー使用量で1/2以上を判断

② 建物所有割合で1/2以上を判断

エネルギー使用量が特定計量器で計測されていない場合は、当該年度の中小企業等の建物所有割合で1/2以上を判断

<イメージ>（特定計量器で計測されていない場合の例）



上例の場合、当該年度の中小企業等の建物所有割合が1/2以上と判断

● 地球温暖化対策計画書の提出・公表等

これまでと同様に、毎年度11月末までに、地球温暖化対策計画書の提出・公表が必要（ただし、検証は不要）。都による公表も、これまで同様に実施
なお、削減義務率は設定されないものの、大規模CO₂排出事業所として、第2計画期間17%（又は15%）削減に向けて取り組むものとする。

中小企業等が1/2以上所有する事業所に入居する特定テナント等は、これまで同様に、特定テナント等計画書の提出が必要

1 (5) 中小企業等への対応 ② 手順フロー

【第2計画期間】

● 凡例：事業所による提出・申請等の手続が必要な箇所は◎、都が実施する事項の箇所は■、検証が必要な箇所は★（指定相当の計画書は検証なし）

項目	第1計画期間		整理期間(～2016年9月末)		第2計画期間		
	…2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
指定相当地球温暖化対策事業所の指定			◎ 指定として計画書(F) (★検証有り) ◎ 指定相当の指定に係る確認書(A) 中小企業等確認書(C) ■ 指定相当の指定 ◎ 指定相当としての計画書(B) (検証無し)	◎ 指定の廃止等届出(G) 中小企業等確認書(C) ◎ 指定の取消し ◎ 指定相当の指定 ◎ 指定相当としての計画書(B) (検証無し)	◎ 指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C) ◎ 指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	同左	同左
既存の指定地球温暖化対策事業所【指定→指定相当】			◎ 指定として計画書(F) (★検証有り)	◎ 指定の廃止等届出(G) 中小企業等確認書(C) ◎ 指定の取消し ◎ 指定相当の指定 ◎ 指定相当としての計画書(B) (検証無し)	◎ 指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	同左	同左
指定相当地球温暖化対策事業所から指定地球温暖化対策事業所への指定【指定相当→指定】		◎ 新たに1,500kL以上、かつ「中小企業等が1/2以上所有」に該当	◎ 指定相当の指定に係る確認書(A) 中小企業等確認書(C) ■ 指定相当の指定 ◎ 指定相当としての計画書(B) (検証無し)	◎ 指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	◎ 指定に係る確認書(E) (★検証有り)	◎ 指定として計画書(F) (★検証有り)	◎ 指定として計画書(F) (★検証有り)
指定相当地球温暖化対策事業所からの取消【指定相当→取消】				◎ 指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	◎ 指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	◎ 指定相当の取消し ◎ 指定 ◎ 指定として計画書(F)	◎ 指定として計画書(F) (★検証有り)
指定相当地球温暖化対策事業所の取消【指定相当→取消】				◎ 指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	◎ 指定相当としての計画書(B) (検証無し) 中小企業等確認書(C)	◎ 指定相当の取消し ◎ 指定相当の廃止等届出(D)	◎ 指定として計画書(F) (★検証有り)

※下図 AからGは、本資料1 (6) 参照

義務対象外となるのは2015年度から

3カ年連続で1,500kL以上に該当した場合には特定に指定
 参考：2018年度に指定になった場合、2017年度から2019年度までの3カ年連続して1,500kL以上で特定に指定

11月以降の廃止又は休止の場合、当該年度は計画書の提出が必要

1 (6) 中小企業等への対応 ③提出書類

【第2計画期間】

●指定相当地球温暖化対策事業所に関する書類一覧は、下図のとおり。

分類	提出書類（名称）	提出時期						主な記載内容	
		【指定→指定相当】		【新規→指定相当】		【指定相当→指定】			【指定相当→取消】
		初年度	翌年度以降	初年度	翌年度以降	初年度	翌年度以降		
指定相当地球温暖化対策事業所	A 指定相当地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書	-	-	10月末	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・所有事業者氏名 ・事業所概要 ・前年度エネルギー使用量、排出量（検証無し）
	地球温暖化対策計画書	何れか遅い期日 ①11月末 ②指定日から90日	11月末	何れか遅い期日 ①11月末 ②指定日から90日	11月末	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・削減目標、削減対策の計画・実績 ・推進体制 ・前年度の温室効果ガス排出量
	特定テナント等地球温暖化対策計画書 <small>※事業所の所有事業者がとりまとめて都へ提出</small>								<ul style="list-style-type: none"> ・テナント独自の削減対策の計画・実績
	特定温室効果ガス排出量算定報告書								<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の特定温室効果ガス排出量（検証無し）
	その他ガス排出量算定報告書								<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のその他ガス排出量
点検表	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス削減対策の点検 								
自動車点検表	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の使用に係る対策の点検 								
C	中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書	11月末	11月末	10月末	11月末	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等の所有等割合 ・前年度からの所有者である中小企業等の変更内容（2回目以降の提出時のみ）
	【別添1】「所有等割合計算書」及び根拠書類								<ul style="list-style-type: none"> ・所有者である中小企業等の氏名 ・所有者である中小企業等の所有等割合
	【別添2】「義務対象外となる中小企業者について」及び根拠書類								<ul style="list-style-type: none"> ・所有者である中小企業等のうち、中小企業者の情報（従業員数、資本金、資本関係、役員情報等）
D	指定相当地球温暖化対策事業所廃止等届出書	-	-	-	-	-	-	(廃止)30日以内(縮小)11月末	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止、規模縮小の状況
指定地球温暖化対策事業所	E 指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書	-	-	-	-	11月末	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地球温暖化対策事業者氏名 ・事業所概要 ・前年度エネルギー使用量、排出量（検証有り）
	地球温暖化対策計画書	-	-	-	-	何れか遅い期日 ①11月末 ②指定日から90日	11月末	-	<ul style="list-style-type: none"> ・削減目標、削減対策の計画・実績 ・推進体制 ・前年度の温室効果ガス排出量
	特定テナント等地球温暖化対策計画書 <small>※事業所の所有事業者がとりまとめて都へ提出</small>								<ul style="list-style-type: none"> ・テナント独自の削減対策の計画・実績
	特定温室効果ガス排出量算定報告書								<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の特定温室効果ガス排出量（検証有り）
	その他ガス排出量算定報告書								<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のその他ガス排出量
	点検表								<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス削減対策の点検
自動車点検表	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の使用に係る対策の点検 								
G	指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書	(縮小)11月末	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・規模縮小の状況

1 (7) 電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置 ①概要

【第2計画期間】

- 「より大幅な削減を定着・展開する第2計画期間」の特別の配慮として、17%又は15%の削減義務率が適用される事業所のうち、電気事業法第27条の使用制限の緩和措置*（削減率0%又は5%）の要件を満たす需要設備（一部除く）に係る特定温室効果ガス排出量が当該事業所の「排出量の1/2以上」である事業所は、第2計画期間に限り削減義務率を緩和

※平成23年経済産業省告示第126号

■都制度で削減義務率の緩和措置の対象となる需要設備

電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所			削減率	都制度の削減義務率から減ずる程度
告示番号	項目又は詳細説明(抜粋)			
第1号	ア	医療施設 医薬品製造販売業（製造業） 医薬品卸売販売業 医療機器製造販売業（製造業） 社会福祉施設等	削減率0%	4%
	イ	病院と医学、歯学等の学部や研究所等が主要な施設として一体として立地するもの		
第2号	ア	情報処理システムに係る需要設備 クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備	変動率10%未満 →削減率0%	4%
			変動率10%以上15%未満 →削減率5%	2%
第1号	エ	水道、下水道、揚水機場（都施設を除く。）	削減率5%	2%
	キ	産業廃棄物処理施設		
第2号	エ	一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業、定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫	削減率5%	2%
	オ	中央・地方卸売市場（都施設を除く。）		
	カ	航空保安施設		
	キ	空港ターミナルビル		
	ク	港湾運送等に係る需要設備		

● 主な手続

- ✓ 2011年の国への電気事業法第27条使用制限緩和の申請の有無にかかわらず、第2計画期間の状況で、都制度の削減義務率の緩和対象となるかを確認（検証不要）
- ✓ 第2計画期間のある年度の状況が「電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置」の要件を満たし、削減義務率の緩和措置を受ける場合は、翌年度の計画書提出の際に「電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置に係る確認書」及び根拠書類を提出
- ✓ 都は要件確認後に、当該事業者へ削減義務率緩和の程度をお知らせ。
- ✓ 削減義務率の緩和は、提出前年度（要件を満たした年度）のみに適用
- ✓ 引き続き削減義務率の緩和措置を受ける場合は、毎年度同様の手続が必要（ただし、第2号ア以外の需要設備は、事業所の状況に変更がなければ、根拠書類は不要）

<2015年度に要件を満たした場合の例>

- 翌2016年度の計画書提出の際に必要な書類を提出
- 都から要件されれば、2015年度の削減義務率が緩和
- 2016年度以降も要件を満たせば、同様の手続を2017年度以降に実施

<イメージ>

年度	第2計画期間				
	2015	2016	2017	2018	2019
事項	「電気事業法第27条の緩和対象需要設備が排出量の1/2以上」に該当	→ ◎計画書に添付し、提出	以降、毎年度同様		

■都制度で削減義務率の緩和措置の対象とならない需要設備

- ✓ 電気事業法第27条の使用制限の緩和措置として削減率10%の要件を満たす需要設備、
- ✓ 電気事業法第27条の使用制限の緩和措置として削減率5%の要件を満たす需要設備のうち、都施設、緩和対象時間帯が限定される需要設備及び発電のためのエネルギー供給等が制限緩和理由である需要設備

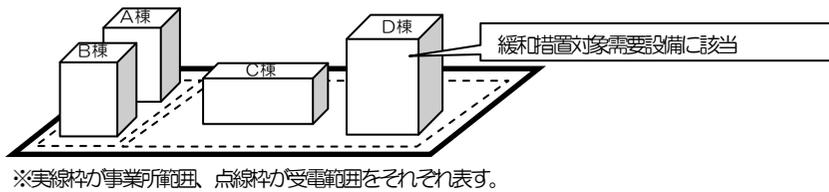
1 (8) 電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置 ②確認方法

【第2計画期間】

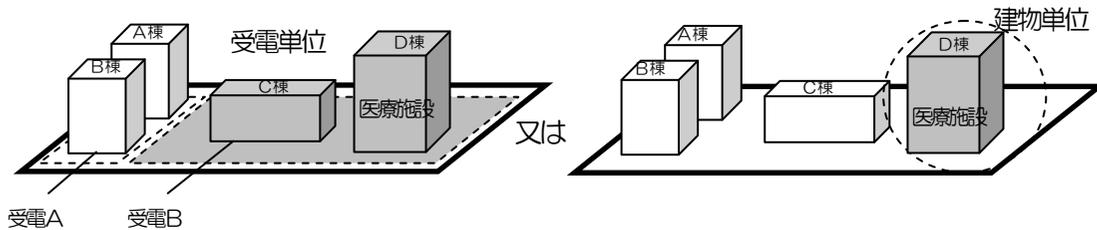
- 電気事業法第27条の使用制限の緩和措置（削減率0%又は5%）の要件を満たす需要設備（一部除く）と「排出量の1/2以上」であるかは以下の手順によって判断し、要件を満たす場合に事業所全体の削減義務率を緩和

■「需要設備」及び「排出量 1/2 以上」の確認方法

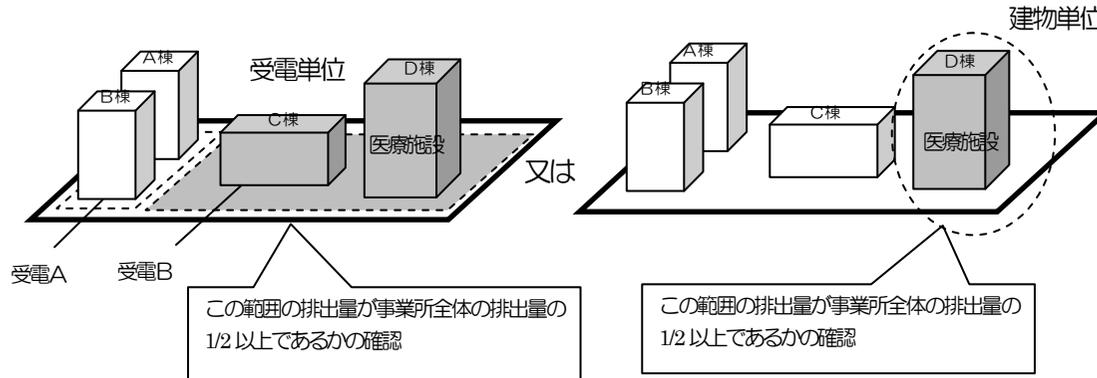
手順① 電気事業法第27条の使用制限の緩和措置対象に該当する需要設備の有無を確認



手順② 当該需要設備（主たる設備）が、受電単位又は建物単位*で電気事業法第27条の使用制限の緩和措置要件を満たすか確認



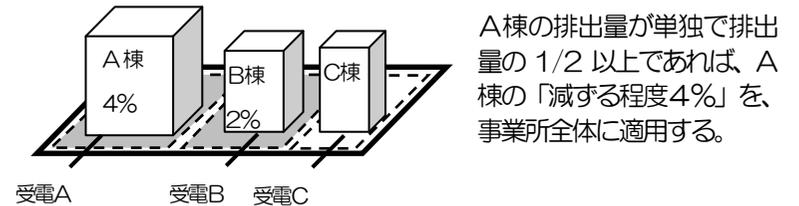
手順③ 当該需要設備の要件を満たすことが確認された範囲の排出量が「排出量の1/2以上」であるか確認（排出量を把握できない場合は、床面積の大きさによって確認）



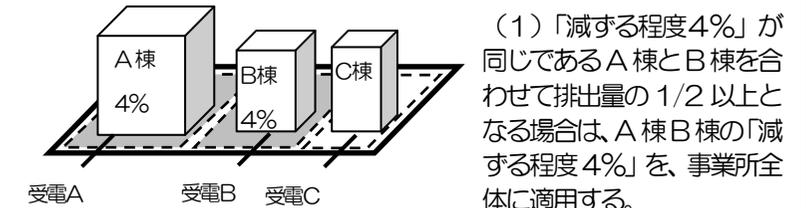
※ 第2号ア 情報処理システムに係る需要設備、クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備情報は受電単位のみ

■都制度の削減義務率から減ずる程度

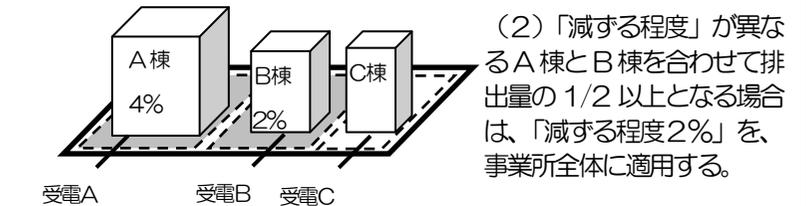
●要件を満たす需要設備の範囲が1つで
事業所全体の排出量の1/2以上の場合



●要件を満たす需要設備の範囲が2つ以上で
事業所全体の排出量の1/2以上の場合



※A棟が4%、B棟が4%の都制度の削減義務率から減ずる程度の需要設備であった場合の図



※A棟が4%、B棟が2%の都制度の削減義務率から減ずる程度の需要設備であった場合の図

なお、上記3つの図は、受電単位の列であるが、建物単位でも同様である。

1 (9) 新たに削減義務対象となる事業所の取扱い

【第2計画期間】

- 「より大幅な削減を定着・展開する第2計画期間」の特別の配慮として、第2計画期間に新たに削減義務対象となる事業所の削減義務率は、8%又は6%
- 第1計画期間に限り、その途中から削減義務対象となった事業所は、削減義務対象になってから5年間は、第1計画期間の削減義務率を適用（第2計画期間の残りの期間（削減義務対象になってから6年度目以降）は、第2計画期間の削減義務率を適用）

■ 第2計画期間に新たに特定地球温暖化対策事業所（削減義務対象）となる事業所の取扱い

- ✓ 第1計画期間と同等の削減義務率を適用
 - ・ 区分Ⅰー1：基準排出量比8%削減
 - ・ 区分Ⅰー2、区分Ⅱ：基準排出量比6%削減

■ 第1計画期間に限る措置 第1計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所（削減義務対象）になった事業所の取扱い

- ✓ 第1計画期間に限り、その途中から削減義務対象となった事業所については、「特定地球温暖化対策事業所になってから5年間は、第1計画期間の削減義務率を適用」することとする。
- ✓ 第2計画期間の残りの期間（特定地球温暖化対策事業所になってから6年度目以降）は、第2計画期間の削減義務率を適用

<イメージ>

期間	第1計画期間					第2計画期間				
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
既存事業所	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%	17又は15%	17又は15%	17又は15%
第1計画期間途中から削減義務対象の事業所	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%	17又は15%	17又は15%
	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%	17又は15%
	指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%
		指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%
第2計画期間に新たに削減義務対象の事業所			指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%
				指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%
					指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%
						指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%
							指定	指定	指定	8又は6%

※表中「指定」とあるのは、削減義務はまだかかっていないものの、指定地球温暖化対策事業所になっていることを示す。

1 (10) 優良特定地球温暖化対策事業所 (トップレベル事業所)

【第2計画期間】

- 制度開始以降の最先端の低炭素建築物における取組状況や省エネ技術の進展等を踏まえ、認定基準の引上げを行う。
- 第2計画期間の削減義務率等に関するパブリックコメントを踏まえ、認定申請時における事業者負担の軽減を行う。

1. 削減義務率の緩和

認定レベル	義務率の緩和の程度
地球温暖化対策推進の程度が極めて優れた事業所 (トップレベル事業所)	削減義務率を1/2に緩和
地球温暖化対策推進の程度が特に優れた事業所 (準トップレベル事業所)	削減義務率を3/4に緩和

(例1) 第2計画期間の削減義務率が17%の事業所の場合※

トップレベル事業所	削減義務率 8.5%
準トップレベル事業所	削減義務率 12.75%

※電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置の対象でない事業所の場合

(例2) 第2計画期間に新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所で、削減義務率が8%の事業所の場合

トップレベル事業所	削減義務率 4%
準トップレベル事業所	削減義務率 6%

2. トップレベルの認定効果の適用期間

- 認定された年度が属する計画期間終了年度まで義務率が緩和される。
(ただし、基準に適合しなくなった場合は、取消通知のあった年度まで)
- 第1計画期間に認定された事業所に限り、認定後5年間義務率が緩和される。
(ただし、認定レベルの変更又は区分の変更などにより再認定された場合は、当初認定後5年間のみ義務率が緩和される。なお、基準に適合しなくなった場合は、取消通知のあった年度までとする。)

(例)

第1計画期間					第2計画期間				
2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
		● 認定	→ 第1計画期間認定に限り5年間認定継続				● 認定	→ 認定継続の場合は再申請が必要	
				↑ 都から通知*			● 認定	→ 第2計画期間中、認定継続	

※2011年度以降にトップレベル認定を受けた事業所に対し、改めて都から認定期間の変更について通知を行う。

3. 第2計画期間認定基準の概要

- **認定基準の引上げ**
 - 2015年度から適用される認定基準：第1計画期間の認定水準に対して追加的な運用改善を実施することで達成可能な水準を設定
 - 2017年度から適用される認定基準：2013年度時点で、都内の低炭素建築物において実装されている外皮、設備機器の性能、実施されている運用管理レベルを踏まえ、実現可能な現在の最高水準を設定
- **手続等の簡素化**
 - 評価項目の統合、廃止などの見直しにより、評価項目数を1割程度削減
 - 認定審査の信頼性を確保した上で申請書類や根拠書類の簡素化
(例) 調書のスリム化、評価ツールと調書作成ツールの統合
 - 小規模建物、小規模店舗、小型機器を評価の対象外へ

4. 認定基準改定の特徴

最新の省エネ技術・省エネ動向を認定基準に反映

- LED照明、ボイラー等について最近の効率向上を反映
- 新技術の採用
 - 気流感創出ファンの導入、照明固形制御システムの導入など
- 事務所の室内照度に関する評価を新設
- 省エネ法トップランナー最新基準を反映 (高効率モーター、高効率変圧器など)
- ZEB化に関する基準の強化
 - 自然採光、自然通風を利用したシステムの導入を加点項目から一般項目に変更
 - 再生可能エネルギー導入の一般項目化と基準の引上げ (10kW→30kW)
- データセンターの国際的な基準である PUE の採用
- 2017年度から熱供給施設の熱のエネルギー効率実績値を必須項目に新設
 - 熱のエネルギー効率実績値 0.8 以上

1 (11) CO₂ 排出係数の見直し ①全体

【第2計画期間】

- 需要側からのCO₂削減を、より効果的かつ実態に合うものとするため、各計画期間開始前に、直近のデータをもとに、エネルギー種別ごとに設定
(当該排出係数は、計画期間中固定し、年度排出量や基準排出量算定は、当該排出係数を用いて算定)
- 第2計画期間 CO₂ 排出係数の見直し・・・第2計画期間で使用エネルギー種別ごとの排出係数を都が設定
(例) 電気の排出係数：0.489 [t-CO₂/千kWh] 2011及び2012年度の平均値(都内に電気を供給する東京電力及び新電力の平均値)で設定
(例) 地熱供給事業者等から受入の熱の排出係数：0.060 [t-CO₂/GJ] 電気と同様、2011及び2012年度の平均値(都内の地熱供給事業者の平均値)で設定
- 【基準排出量の再計算】これまでの省エネ努力によるCO₂削減効果を適切に反映させるため、基準排出量も、見直し後の排出係数を利用して再計算
- バンキングされた超過削減量等の取扱い・・・バンキングされた超過削減量等の取扱いについても係数変更の影響を反映

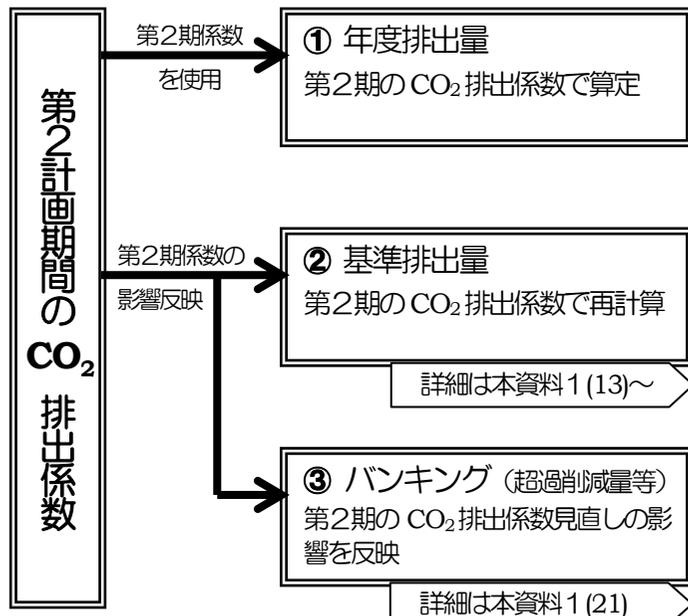
【CO₂ 排出係数の見直し】(計画期間中は、固定) (例) 電気の場合

- ✓ 電気及び熱のCO₂排出係数は、各計画期間開始前に直近のデータをもとに設定
- ✓ 電気及び熱以外の燃料のCO₂排出係数は、国が省エネ法及び温対法で定める値を都でも使用

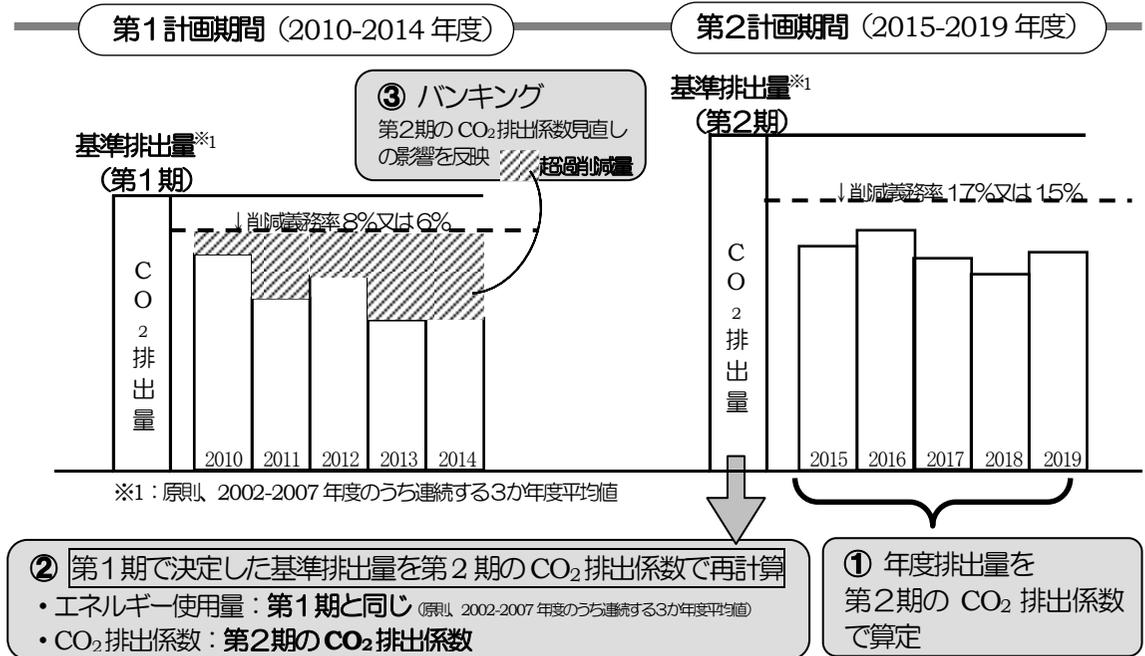


詳細は本資料
1(12)

【CO₂ 排出係数の見直しの反映】



【イメージ】



1 (12) CO₂排出係数の見直し ②第2計画期間の排出係数

【第2計画期間】

- 特定温室効果ガス排出量算定に係る、第2計画期間の排出係数は、下表のとおり。
- その他ガス排出量の算定に係る、第2計画期間の排出係数は、2014年度末に公表予定（公表時点で国が省エネ法及び温対法で定める値を都でも使用）

燃料等の種類	単位	単位発熱量 (第1期と第2期同じ)	排出係数		
			第1計画期間	第2計画期間	
原油	kL	38.2 [GJ/kL]	0.0187 [t-C/GJ]	0.0187 [t-C/GJ]	
原油のうちコンデンセート (NGL)	kL	35.3 [GJ/kL]	0.0184 [t-C/GJ]	0.0184 [t-C/GJ]	
揮発油 (ガソリン)	kL	34.6 [GJ/kL]	0.0183 [t-C/GJ]	0.0183 [t-C/GJ]	
ナフサ	kL	33.6 [GJ/kL]	0.0182 [t-C/GJ]	0.0182 [t-C/GJ]	
灯油	kL	36.7 [GJ/kL]	0.0185 [t-C/GJ]	0.0185 [t-C/GJ]	
軽油	kL	37.7 [GJ/kL]	0.0187 [t-C/GJ]	0.0187 [t-C/GJ]	
A重油	kL	39.1 [GJ/kL]	0.0189 [t-C/GJ]	0.0189 [t-C/GJ]	
B・C重油	kL	41.9 [GJ/kL]	0.0195 [t-C/GJ]	0.0195 [t-C/GJ]	
石油アスファルト	t	40.9 [GJ/t]	0.0208 [t-C/GJ]	0.0208 [t-C/GJ]	
石油コークス	t	29.9 [GJ/t]	0.0254 [t-C/GJ]	0.0254 [t-C/GJ]	
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t	50.8 [GJ/t]	0.0163 [t-C/GJ]	0.0161 [t-C/GJ]
	石油系炭化水素ガス	千Nm ³	44.9 [GJ/千Nm ³]	0.0142 [t-C/GJ]	0.0142 [t-C/GJ]
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t	54.6 [GJ/t]	0.0135 [t-C/GJ]	0.0135 [t-C/GJ]
	その他可燃性天然ガス	千Nm ³	43.5 [GJ/千Nm ³]	0.0139 [t-C/GJ]	0.0139 [t-C/GJ]
石炭	原料炭	t	29.0 [GJ/t]	0.0245 [t-C/GJ]	0.0245 [t-C/GJ]
	一般炭	t	25.7 [GJ/t]	0.0247 [t-C/GJ]	0.0247 [t-C/GJ]
	無煙炭	t	26.9 [GJ/t]	0.0255 [t-C/GJ]	0.0255 [t-C/GJ]
石炭コークス	t	29.4 [GJ/t]	0.0294 [t-C/GJ]	0.0294 [t-C/GJ]	
コールタール	t	37.3 [GJ/t]	0.0209 [t-C/GJ]	0.0209 [t-C/GJ]	
コークス炉ガス	千Nm ³	21.1 [GJ/千Nm ³]	0.0110 [t-C/GJ]	0.0110 [t-C/GJ]	
高炉ガス	千Nm ³	3.41 [GJ/千Nm ³]	0.0266 [t-C/GJ]	0.0263 [t-C/GJ]	
転炉ガス	千Nm ³	8.41 [GJ/千Nm ³]	0.0384 [t-C/GJ]	0.0384 [t-C/GJ]	
その他の燃料	都市ガス (6A)	千Nm ³	(供給事業者や年度によって異なる。)	0.0138 [t-C/GJ]	0.0136 [t-C/GJ]
	都市ガス (13A)	千Nm ³	(供給事業者や年度によって異なる。)	0.0138 [t-C/GJ]	0.0136 [t-C/GJ]
	ジェット燃料油	kL	36.7 [GJ/kL]	0.0183 [t-C/GJ]	0.0183 [t-C/GJ]
産業用蒸気	GJ	1.0 [GJ/GJ]	0.052 [t-CO ₂ /GJ]	0.060 [t-CO ₂ /GJ]	
産業用蒸気以外の蒸気	GJ	1.36 [GJ/GJ]	0.052 [t-CO ₂ /GJ]	0.060 [t-CO ₂ /GJ]	
温水	GJ	1.36 [GJ/GJ]	0.052 [t-CO ₂ /GJ]	0.060 [t-CO ₂ /GJ]	
冷水	GJ	1.36 [GJ/GJ]	0.052 [t-CO ₂ /GJ]	0.060 [t-CO ₂ /GJ]	
一般電気事業者からの買電	昼間 (8時～22時)	千kWh	9.97 [GJ/千kWh]	0.382 [t-CO ₂ /千kWh]	0.489 [t-CO ₂ /千kWh]
	夜間 (22時～翌日8時)	千kWh	9.28 [GJ/千kWh]	0.382 [t-CO ₂ /千kWh]	0.489 [t-CO ₂ /千kWh]
その他の買電 (昼夜不明の場合を含む。)		千kWh	9.76 [GJ/千kWh]	0.382 [t-CO ₂ /千kWh]	0.489 [t-CO ₂ /千kWh]

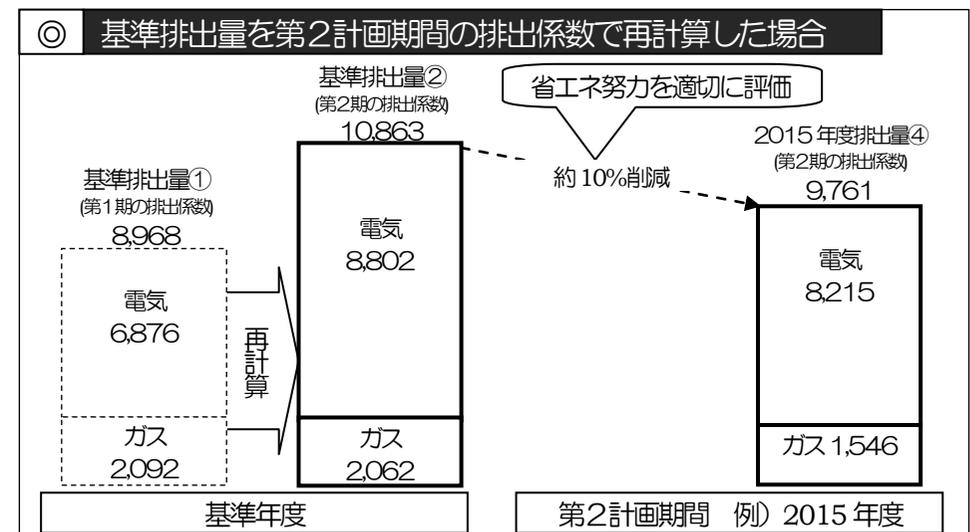
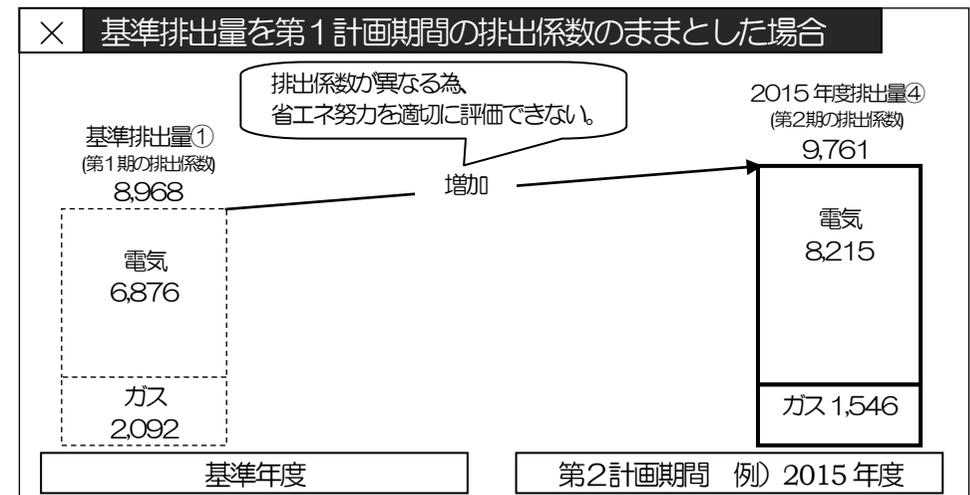
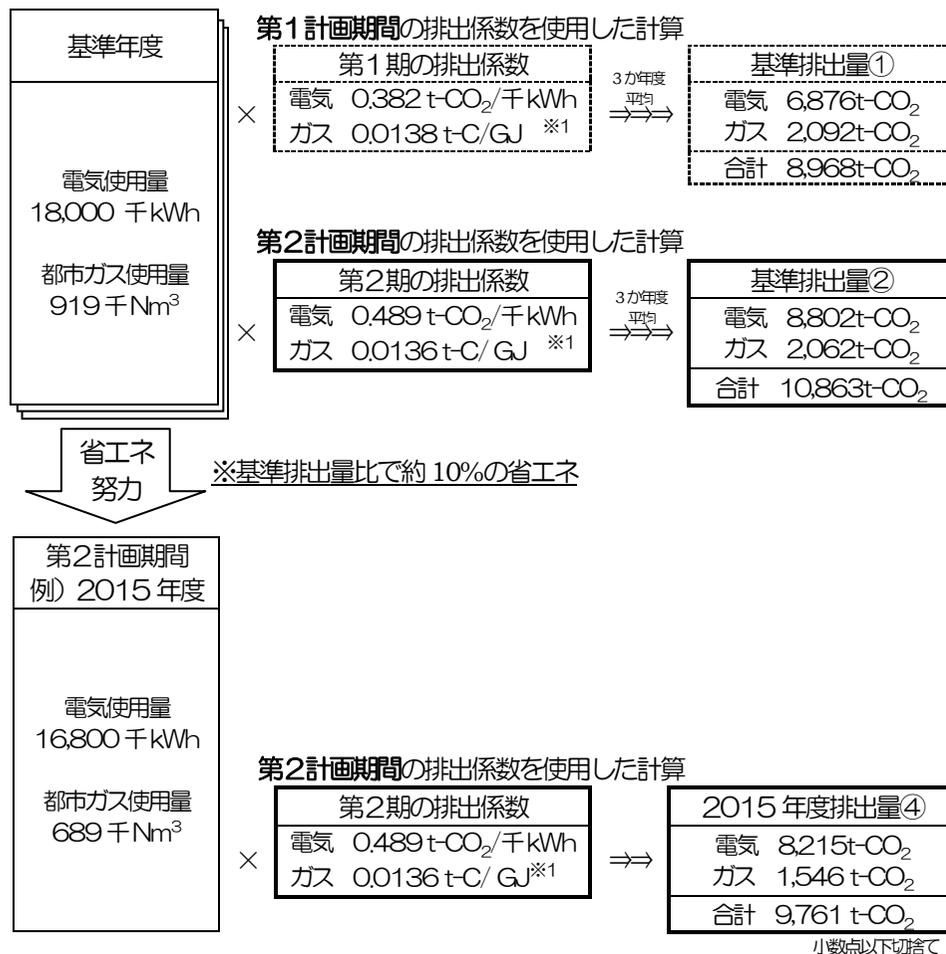
※第1計画期間と第2計画期間で、排出係数が異なるものに網掛け。

1 (13) 基準排出量の再計算 ①再計算を行う理由

【第2計画期間】

- 第2計画期間の排出係数を使用することにより、電気のCO₂排出係数が大きく変化している近年の状況を反映
- 対象事業所の省エネ努力を適切に評価するために、第2計画期間の年度排出量の算定だけでなく、基準排出量も第2計画期間のCO₂排出係数で再計算し設定
- 基準排出量再計算の方法は、事業所の状況により異なる（詳細は、本資料 1 (14)）。

例) 基準年度から省エネ努力した事業所の場合



※1都市ガスのCO₂排出量は、使用量(千Nm³)に単位発熱量、排出係数、44/12を乗じて算定(単位発熱量は、供給事業者や年度によって異なる。(詳細は算定ガイドラインp.64参照))

1 (14) 基準排出量の再計算 ②再計算の方法

【第2計画期間】

■ **基準排出量の再計算** 第1計画期間の基準排出量を「過去の排出実績」か「排出標準原単位」のどちらの方法で決定したかにより、原則の方法A又はBとなり、さらに、例外の方法が有利となる事業所は、例外の方法C又はDを選択可能

	第1期の基準排出量を「過去の排出実績」で決定	第1期の基準排出量を「排出標準原単位」で決定
原則の方法	<p>原則の方法A 第1期の基準排出量のエネルギー使用量はそのままに、第2計画期間のCO₂排出係数を乗じて再計算</p> <p>例) 第1期の基準排出量のエネルギー使用量が、電気18,000千kWh、都市ガス919千Nm³の場合</p> <p>ア 第1期の基準排出量</p> $\text{第1期の基準排出量}^{\ast 1} = \text{基準年度のエネルギー使用量} \times \text{第1期の排出係数} = \begin{matrix} \text{基準年度のエネルギー使用量} \\ \text{電気 18,000 千kWh} \\ \text{都市ガス 919 千Nm}^3 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{第1期の排出係数} \\ \text{電気 0.382 t-CO}_2/\text{千kWh} \\ \text{都市ガス 1.00138 t-C/GJ}^{\ast 2} \end{matrix}$ <p style="text-align: center;">3カ年度平均 ⇒ ⇒ ⇒ 8,968t-CO₂ (小数点以下切捨て)</p> <p>イ 第2期の基準排出量へ再計算</p> $\text{第2期の基準排出量} = \text{エネルギー使用量はそのまま} \times \text{第2期の排出係数} = \begin{matrix} \text{エネルギー使用量はそのまま} \\ \text{電気 18,000 千kWh} \\ \text{都市ガス 919 千Nm}^3 \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{第2期の排出係数} \\ \text{電気 0.489 t-CO}_2/\text{千kWh} \\ \text{都市ガス 1.00136 t-C/GJ}^{\ast 2} \end{matrix}$ <p style="text-align: center;">3カ年度平均 ⇒ ⇒ ⇒ 10,863t-CO₂ (小数点以下切捨て)</p>	<p>原則の方法B 第1期の基準排出量に都が定める倍率^{※3}(1.21)を乗じて再計算</p> <p>例) 第1期の基準排出量^{※1}が10,000t-CO₂の事業所の場合</p> <p>第2期の基準排出量へ再計算</p> $\text{第2期の基準排出量} = \text{第1期の基準排出量}^{\ast 1} \times \text{都が定める倍率}^{\ast 3}$ $= 10,000 \times 1.21$ $= 12,100 \text{ t-CO}_2 \text{ (小数点以下切捨て)}$
	例外の方法	<p>例外の方法C 例外の方法が有利に算定されるときは、当該事業所の2013年度の電気、熱及び燃料の使用比率に基づく倍率を乗じて再計算</p> <p>例) 第1期の基準排出量^{※1}が8,968t-CO₂の場合 2013年度排出量を、第1期の排出係数で計算すると7,986t-CO₂ 2013年度排出量を、第2期の排出係数で計算すると9,761t-CO₂の事業所の場合</p> $\text{第2期の基準排出量} = \text{第1期の基準排出量}^{\ast 1} \times \frac{\text{第2期係数での2013年度値}}{\text{第1期係数での2013年度値}} = 8,968 \text{ tCO}_2 \times \frac{9,761 \text{ tCO}_2}{7,986 \text{ tCO}_2}$ <p style="text-align: center;">= 10,961tCO₂ (小数点以下切捨て)</p>

■第1計画期間中に基準排出量の変更を行った場合の取扱い

第1期の当初の基準排出量を再計算し、基準排出量変更に伴う変化率^{※4}(=第1期の変更後の基準排出量^{※5}÷第1期の当初の基準排出量)を乗ずる。

例) 「例外の方法C」で10,961t-CO₂、第1期の変更後の基準排出量は12,000t-CO₂、第1期の当初の基準排出量は8,968t-CO₂の事業所の場合

$$\text{第2期の変更後の基準排出量} = \text{上表A~Dのいずれかで再計算した第2期の基準排出量} \times \frac{\text{第1期の変更後の基準排出量}^{\ast 5}}{\text{第1期の当初の基準排出量}} = 10,961 \text{ tCO}_2 \times \frac{12,000 \text{ tCO}_2}{8,968 \text{ tCO}_2} = 14,666 \text{ tCO}_2 \text{ (小数点以下切捨て)}$$

※1: 「第1期の基準排出量」は、基準排出量の変更を行う前の当初の基準排出量の値
 ※2: 都市ガスのCO₂排出量は、使用量(千Nm³)に単位発熱量、排出係数、44/12を乗じて算定(単位発熱量は、供給事業者や年度によって異なる。(詳細は算定ガイドラインp.64参照))
 ※3: 都が定める倍率とは、全事業所のCO₂排出係数の見直しによる基準排出量の増加率の平均値 ※4: 変化率は、端数処理を行わずに乗ずる。 ※5: 第1期中に、基準排出量の変更を複数回行った場合は、最後に行った基準排出量変更後の値

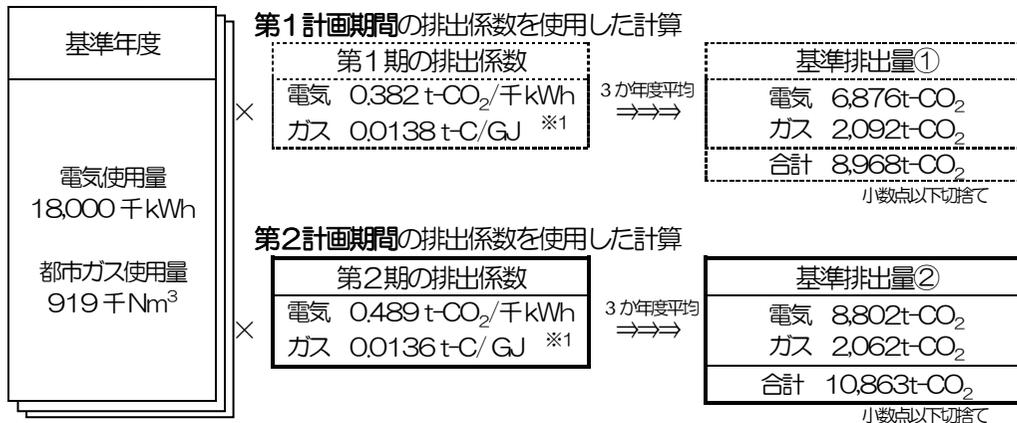
1 (15) 基準排出量の再計算 ③原則と例外について (過去の排出実績)

【第2計画期間】

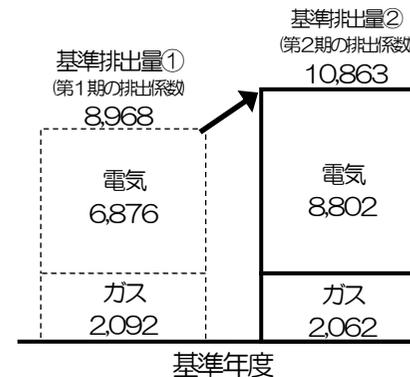
- 基準排出量の再計算が必要となる事業所 (2014 年度までに特定地球温暖化対策事業所に指定された事業所) は、全事業所で原則と例外のどちらの方法が有利かの確認をし、有利な方法を選択
- 基準排出量は大きい方が有利であるため、第1計画期間の基準排出量から第2計画期間の基準排出量への増加率 (基準年度の増加率又は2013年度の増加率のいずれか) が、大きい方が有利
- 基準年度の増加率の方が大きい場合は、原則の方法を選択。2013年度の増加率の方が大きい場合は、例外の方法を選択

例) 例外の方法が有利に算定された例 基準年度の増加率 1.2113069 < 2013年度の増加率 1.2222640 となり、例外の方法を選択

◆基準年度の増加率



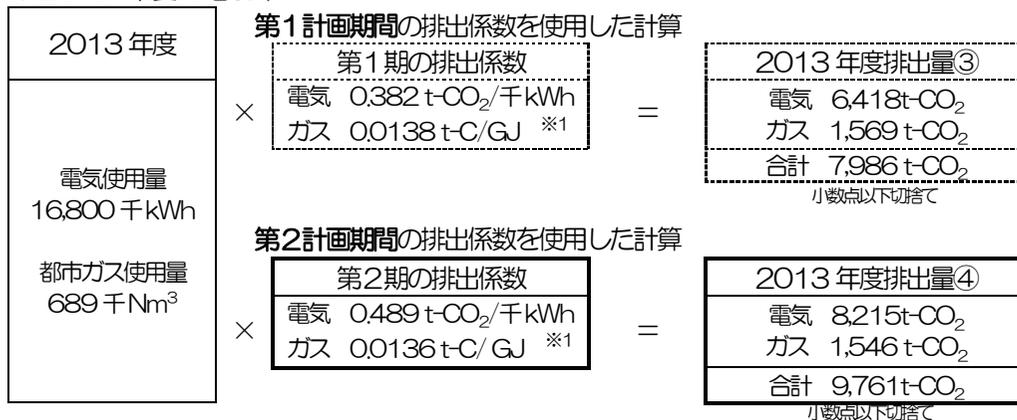
基準年度の増加率 (②÷①) = 1.2113069



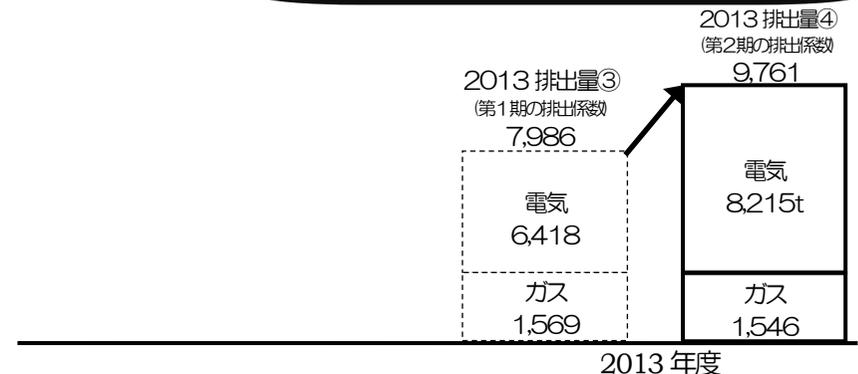
この例では、
2013年度の増加率の方が
大きいので、例外の方法を選択

⇒例外の方法の計算方法は、1(14)参照
⇒具体的な比較方法は、1(16)参照

◆2013年度の増加率



2013年度の増加率 (④÷③) = 1.2222640



※1都市ガスのCO₂排出量は、使用量(千Nm³)に単位発熱量、排出係数、44/12を乗じて算定(単位発熱量は、供給事業者や年度によって異なる。(詳細は算定ガイドラインp.64参照))

1 (16) 基準排出量の再計算 ④原則と例外の比較方法 (過去の排出実績)

【第2計画期間】

- 「原則の方法 A」か「例外の方法 C」のいずれか有利な方法 (基準排出量が大きく算定される方法) が選択可能
- どちらが有利であるかは、「基準年度の増加率」と「2013年度の増加率」の値の大きさを比較して判断
- 「基準年度の増加率」の値の方が大きい場合は、「原則の方法 A」を選択
「2013年度の増加率」の値の方が大きい場合は、「例外の方法 C」を選択

基準年度の増加率

東京都からのお知らせ(裏面)

基準年度	2008年度	2009年度	2010年度
排出係数	8.978	8.968	8.968
排出係数に 調整係数を乗じた値	10.878	10.864	10.863
排出係数の見直しに伴う 基準年度増加率 (②÷①)	1.2113069		

値の大きさを
比較

2013年度の増加率

2013年度の特定温室効果ガス排出量算定報告書(エクセル)
(2013年度の増加率確認シート)

2013年度の増加率 (④÷③)	1.2222640
------------------	-----------

排出係数の見直しに伴う
基準年度の増加率
(②÷①)

1.2113069

東京都による算定値

2013年度の増加率 (④÷③)

1.2222640

事業所による算定値

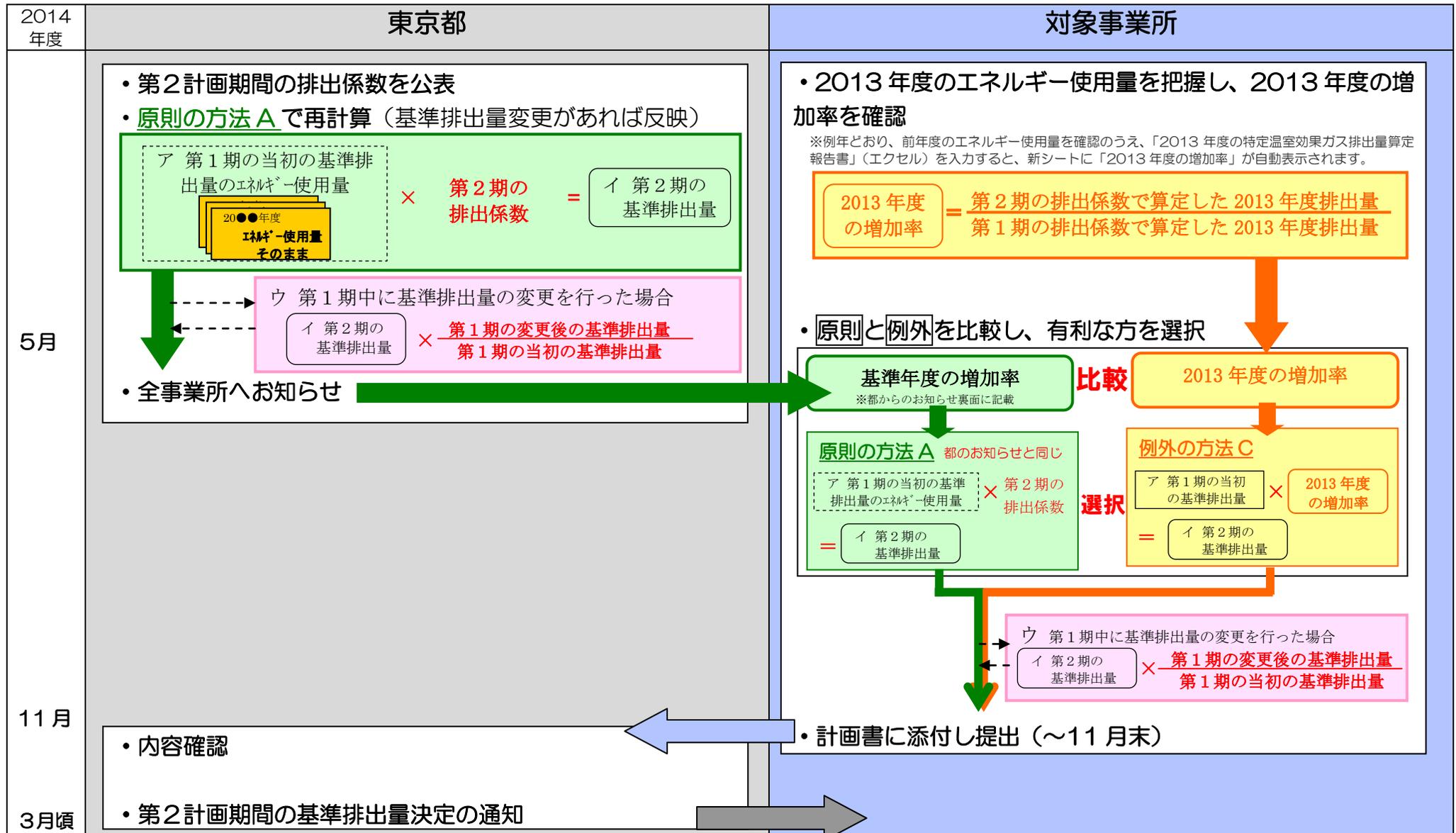
判断方法

- 基準年度の増加率 > 2013年度の増加率 の場合は、「原則の方法 A」を選択
- 基準年度の増加率 < 2013年度の増加率 の場合は、「例外の方法 C」を選択

1 (17) 基準排出量の再計算 ⑤ 手続フロー (過去の排出実績)

[第2計画期間]

■ 第1計画期間の基準排出量を「過去の排出実績」で決定している事業所の主な手続フロー



※ 2014年度から削減義務対象の事業所は、基準排出量決定申請書に添付し提出 (~9月末)

1 (18) 基準排出量の再計算 ⑥原則と例外について (排出標準原単位)

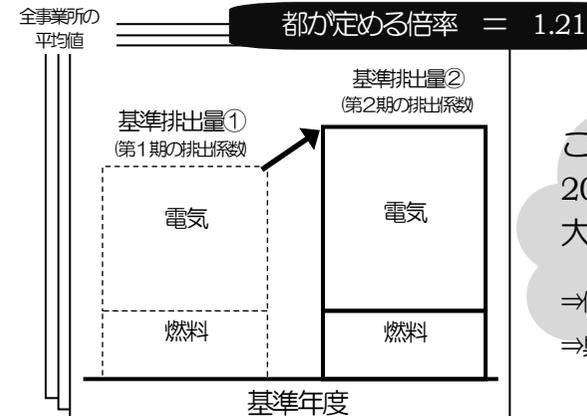
【第2計画期間】

- 基準排出量の再計算が必要となる事業所 (2014 年度までに特定地球温暖化対策事業所に指定された事業所) は、全事業所で原則と例外のどちらの方法が有利かの確認をし、有利な方法を選択
- 基準排出量は大きい方が有利であるため、第1計画期間の基準排出量から第2計画期間の基準排出量への増加率 (都が定める倍率又は2013年度の増加率のいずれか) が、大きい方が有利
- 都が定める倍率の方が大きい場合は、原則の方法を選択。2013年度の増加率の方が大きい場合は、例外の方法を選択

例) 例外の方法が有利に算定された例 都が定める倍率 1.21 < 2013 年度の増加率 1.2222640 となり、例外の方法を選択

◆都が定める倍率

第2計画期間の排出係数見直しに伴う基準年度の増加率
(②÷①) の全事業所の平均値



◆2013年度の増加率

2013 年度
電気使用量 16,800 千 kWh
都市ガス使用量 689 千 Nm ³

第1計画期間の排出係数を使用した計算

第1期の排出係数	2013 年度排出量③
電気 0.382 t-CO ₂ /千 kWh	電気 6,418 t-CO ₂
ガス 0.0138 t-C/GJ ※1	ガス 1,569 t-CO ₂
	合計 7,986 t-CO ₂

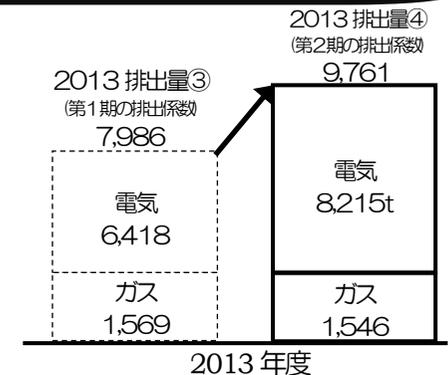
小数点以下切捨て

第2計画期間の排出係数を使用した計算

第2期の排出係数	2013 年度排出量④
電気 0.489 t-CO ₂ /千 kWh	電気 8,215 t-CO ₂
ガス 0.0136 t-C/GJ ※1	ガス 1,546 t-CO ₂
	合計 9,761 t-CO ₂

小数点以下切捨て

2013 年度の増加率 (④÷③) = 1.2222640



※1都市ガスのCO₂排出量は、使用量(千Nm³)に単位発熱量、排出係数、44/12を乗じて算定(単位発熱量は、供給事業者や年度によって異なる。(詳細は算定ガイドラインp.64参照))

1 (19) 基準排出量の再計算 ⑦原則と例外の比較方法 (排出標準原単位)

【第2計画期間】

- 「原則の方法 B」か「例外の方法 D」のいずれか有利な方法 (基準排出量が大きく算定される方法) が選択可能
- どちらが有利であるかは、「都が定める倍率 1.21」と「2013 年度の増加率」の値の大きさを比較して判断
- 「都が定める倍率」の値の方が大きい場合は、「原則の方法 B」を選択
「2013 年度の増加率」の値の方が大きい場合は、「例外の方法 D」を選択

都が定める倍率
1.21

東京都による公表値

値の大きさを
比較

2013 年度の増加率

2013 年度の特定温室効果ガス排出量算定報告書(エクセル)
(2013 年度の増加率確認シート)

2013年度の増加率 (④÷③)	<u>1.2222640</u>
------------------	------------------

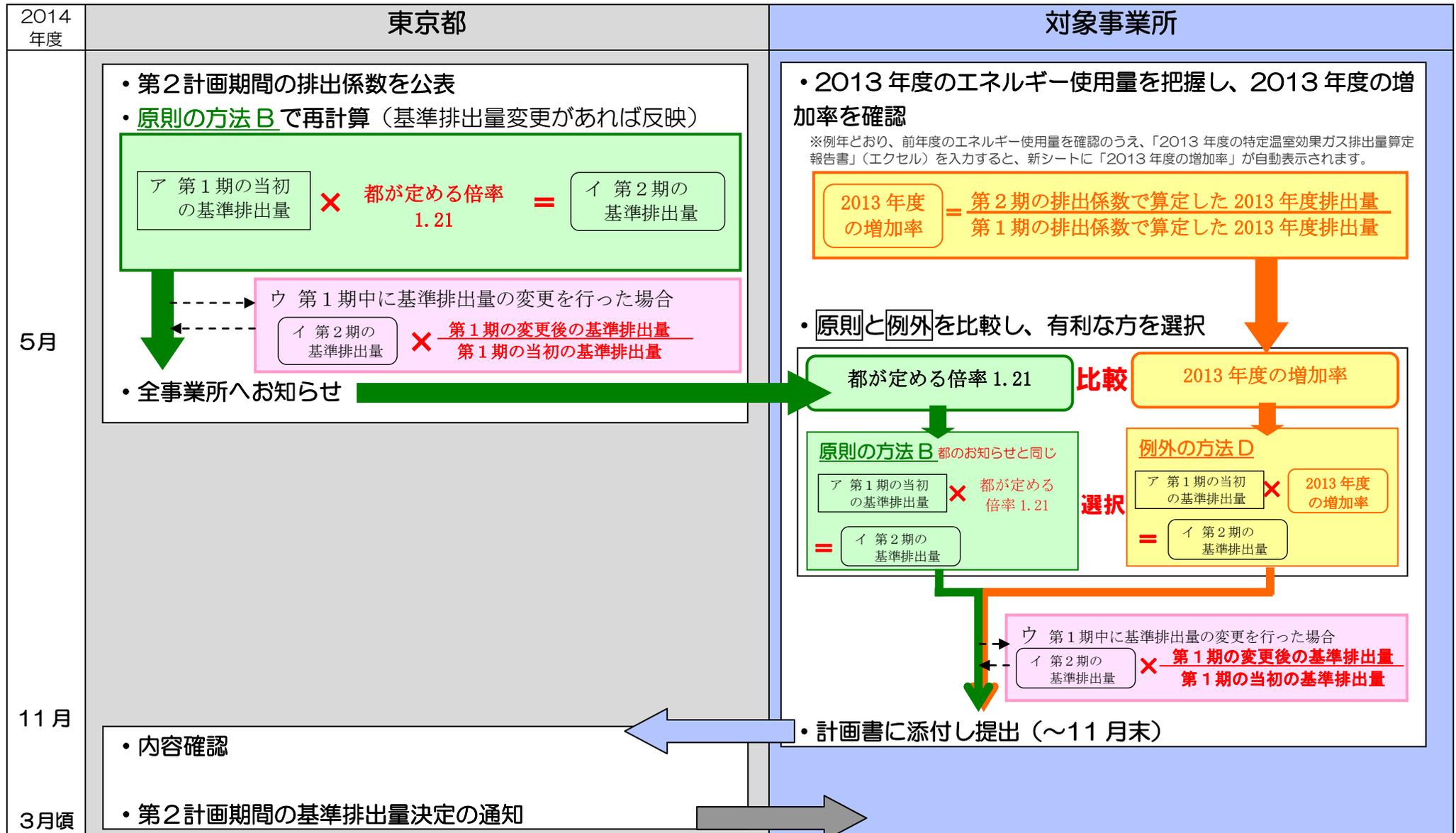
事業所による算定値

判断方法	• 都が定める倍率 1.21 > 2013 年度の増加率 の場合は、「原則の方法 B」を選択
	• 都が定める倍率 1.21 < 2013 年度の増加率 の場合は、「例外の方法 D」を選択

1 (20) 基準排出量の再計算 ⑧ 手順フロー (排出標準原単位)

[第2計画期間]

■ 第1計画期間の基準排出量を「排出標準原単位」で決定している事業所の主な手順フロー



※ 2014年度から削減義務対象の事業所は、基準排出量決定申請書に添付し提出 (~9月末)

1 (21) バンキングされた超過削減量等の取扱い

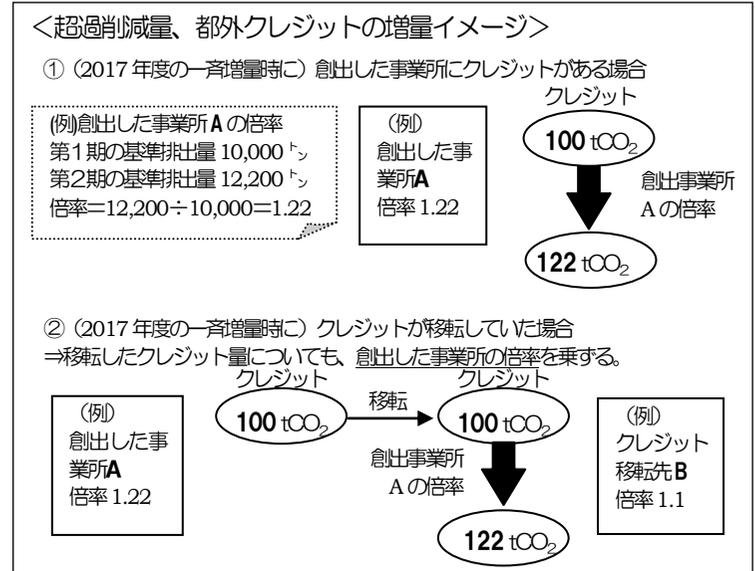
【第2計画期間】

- バンキングされた超過削減量等の取扱いについても、排出係数の見直しの影響を反映
- 第1計画期間と比較して第2計画期間のCO₂排出係数が大きくなる場合は、その影響を反映するために、超過削減量等のバンキング量に都が規定する倍率を乗じて算定した量を第2計画期間に利用できる量とする。

$$\text{【第1期のバンキング量】} \times \text{【倍率】} = \text{【第2期に利用できる量】}$$
- 手続：2017年度に一齐に増量（バンキング量に倍率を乗ずる。）（事業所からの増量申請等は不要。事前に改めて周知）

■バンキング量に乗ずる倍率（都規定）

	バンキング量に乗ずる倍率（都規定）
超過削減量	<ul style="list-style-type: none"> 超過削減量及び都外クレジットを創出した事業所の第1期と第2期の基準排出量比で倍率を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2期の基準排出量}}{\text{第1期の基準排出量}}$
都外クレジット	<ul style="list-style-type: none"> *一齐増量の前に移したバンキング量についても、創出した事業所の倍率を乗ずる。
再エネクレジット	<ul style="list-style-type: none"> 第1期と第2期の排出係数比で倍率を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2期の排出係数}}{\text{第1期の排出係数}}$ <p>(例) 再エネクレジット（太陽光発電）の場合 $\text{倍率} = \frac{\text{第2期の電気の排出係数 (0.489)}}{\text{第1期の電気の排出係数 (0.382)}}$ </p>
その他ガス削減量	<ul style="list-style-type: none"> *その他ガス削減量のうち、第2期に係数が増大しないものは、増量しない。(例) N₂O、SF₆
都内中小クレジット	<ul style="list-style-type: none"> 中小規模事業所での手続の簡素化のため一律の倍率（中小規模事業所では電気の使用比率が高い状況を踏まえ、電気の排出係数の比）を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2期の電気の排出係数 (0.489)}}{\text{第1期の電気の排出係数 (0.382)}}$
埼玉連携クレジット	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県での今後の取扱いを踏まえて検討



■手続

■2015年度に提出された計画書の内容（2014年度排出量等）確認終了後、都からお知らせ。

計画期間	第1計画期間		第2計画期間				
	2010～2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
第1計画期間に係る事項	第1計画期間 ◎指定管理口座の開設		整理期間 ★◎計画書提出	義務履行状況を排出量取引システムで確認 義務以上削減の場合は、都へ超過削減量の発行申請 発行された超過削減量は、自動的にバンキング	■バンキングの増量		
第2計画期間に係る事項	第2計画期間の排出係数の公表	基準排出量の再計算・決定 超過削減量の倍率確定	※第2計画期間の義務履行のために、排出量取引を行う場合は、バンキングの増量があること等注意して実施			※一齐に実施予定 ※都は、事前に改めて周知	

バンキングされた超過削減量は、創出した事業所ごとの超過削減量の倍率を乗じて増量

1 (22) 第2計画期間の基準排出量の取扱い (排出実績で2か年度又は単年度を選択できる場合)

【第2計画期間】

- 「標準的でない年度」の要件は、第1計画期間と同様
- 原則の3か年度から標準的でない年度を最大2か年度まで除き、2か年度平均又は単年度の排出量を基準排出量として選択することができる。
- 第1計画期間に基準排出量を2か年度平均で決定した事業所も、第2計画期間の基準排出量の再計算時には単年度選択で申請することができる。

【過去の排出実績に基づく方法を選択】

連続する3か年度を選択する。*

※地球温暖化の対策の推進の程度が、基準排出量算定における新規事業所の実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドラインに適合する場合に限る。

(第1計画期間と同様)

【標準的でないと知事が特に認める年度がある場合】

● 基準排出量の算定に当たり、特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合は、次のア及びイの2つの要件のいずれにも該当する年度をいう。

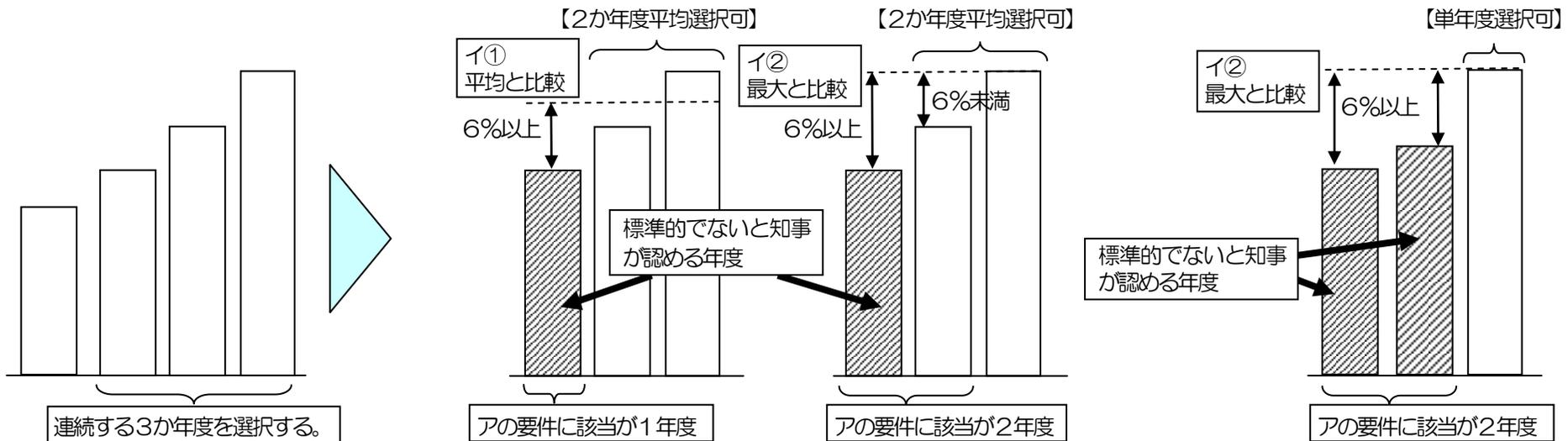
ア 次のいずれかの状況にあること。

- ① 改修工事の実施により、長期間使用されない部分が相当程度ある状況
- ② 事業所の活動開始時であって、活動の程度が極端に低い状況 (例：新築ビルやデータセンターの立上げ時等)
- ③ 事業所の活動開始の日を含む年度から4年度目までに実施した削減対策の効果が現れたために排出量が減少した状況 (基準排出量の対象年度が当該4年度目までの場合に限る。)
- ④ 当該年度又は基準排出量の対象年度のうちの後年度に床面積又は設備が増加したことにより、結果的に後年度と比べて排出量が低い水準であった状況
- ⑤ その他これらに類すると知事が認める状況

イ アの①から⑤までの状況にあることを主な原因として、特定温室効果ガス年度排出量が次のいずれかの状態となっていること

- ① アの要件に該当する年度が1年度の場合：アの要件に該当しない2年度分の特定温室効果ガス年度排出量の平均値と比べて6%以上小さいこと
- ② アの要件に該当する年度が2年度以上ある場合：3年度のうち最も特定温室効果ガス年度排出量の大きい年度と比べて6%以上小さいこと

※ イの要件で比較する特定温室効果ガス年度排出量は、事業所の削減義務開始年度が属する削減計画期間の算定方法で算定された排出量を用いる。



1 (23) 低炭素電力の選択の仕組み

【第2計画期間】

- 事業所の省エネ努力によるCO₂削減効果を評価するため、事業所のCO₂排出量の算定に当たっては、都が規定したエネルギー種別ごとのCO₂排出係数を、計画期間中、固定して計算することとしている。
(例) どの電気事業者から電気の供給を受けていても、都が設定した電気のCO₂排出係数を使用。係数を毎年変動させることは行わない。
- 第2計画期間では、事業所の「低炭素電力の供給事業者」選択行動を促すため、事業所が選択した電気事業者の排出係数の違いを、一定の範囲で事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入

● 「低炭素電力の選択の仕組み」(イメージ)

低炭素電力	次の条件を満たす電気供給事業者 ^{※1} ①CO ₂ 排出係数 ^{※2} が 0.4 ^{※3} t-CO ₂ /千kWh以下、かつ、 ②再生可能エネルギー ^{※4} の導入率 ^{※5} 10%以上、又は 低炭素火力(天然ガスバイナドサイクル等) ^{※6} 導入率 ^{※5} 40%以上	⇒	左記電気を利用する事業所 『削減量』として算定し、 事業所の排出量から「減」	※1: 低炭素電力の対象となる電気供給事業者は、一般電気事業者、特定規模電気事業者、特定電気事業者及び特定供給とする。高炭素電力の対象となる電気供給事業者は、一般電気事業者、特定規模電気事業者とする。 ※2: 「東京都エネルギー環境計画書制度」で定める調整後CO ₂ 排出係数(再生可能エネルギーの固定価格買取費用の負担に応じて実CO ₂ 排出係数を調整して算出したCO ₂ 排出係数) ※3: LNG火力(複合)の排出係数0.406 t-CO ₂ /千kWh(電力中央研究所資料(2010年))を元に閾値として設定 ※4: 再生可能エネルギーは、太陽光、風力、地熱、水力(3万kW未満)、バイオマス(バイオマス比率95%以上(黒減除く))を指す。 ※5: 導入率は売量ベースで判断 ※6: 低炭素火力(天然ガスコンバインドサイクル等)は、排出実績0.4t-CO ₂ /千kWh以下の火力を指す(廃棄物を含む火力は対象外)。 ※7: 石炭ガス複合発電(GCC)の排出係数0.710t-CO ₂ /千kWh(クリーンコールパワー研究所資料(2007年))を元に閾値として設定
標準	—	⇒	左記電気を利用する事業所 『削減量』等なし	
高炭素電力	次の条件を満たす電気供給事業者 ^{※1} ①CO ₂ 排出係数 ^{※2} が 0.7 ^{※7} t-CO ₂ /千kWh以上	⇒	左記電気を利用する事業所 『排出量』として算定し、 事業所の排出量を「増」	

● 「削減量」、「排出量」

及び「算定年度排出量」の算定

- ✓ 事業所における削減義務達成を計画化しやすくするため、排出係数が確定・公表されている2年度前の電気供給事業者の排出係数等により削減量等を算定
- ✓ 「低炭素電力」又は「高炭素電力」に該当する電気供給事業者は、毎年度、都が公表(東京都エネルギー環境計画書制度における公表値等をもとに)
- ✓ 算定された削減量等は、計画書に添付する特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載し、検証機関による検証を受けた後に、11月末までに東京都に提出する。

<イメージ>

年度	第1計画期間		第2計画期間				
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
電気供給事業者	電力供給	◎「低炭素電力エントリシート」等を都が提出(エネルギー環境計画書制度に添付) ■2013年度の状況が要件に適合する電気供給事業者を都が公表					
指定地球温暖化対策事業所	2013年度電気供給事業者の排出係数等	低炭素電力の選択	2015年度受入電力量	★検証	◎計画書提出	以降、毎年度同様	

低炭素電力『削減量』 及び 高炭素電力『排出量』	削減量	算定年度受入電力量 ^{※8} × (第2期の排出係数(0.489t-CO ₂ /千kWh) - 電気供給事業者の排出係数(2年度前)) ² × $\frac{0.5}{\text{第2期の排出係数(電気0.489)}}$
	排出量	算定年度受入電力量 ^{※8} × (電気供給事業者の排出係数(2年度前) - 第2期の排出係数(0.489t-CO ₂ /千kWh))
算定年度排出量 ^{※9}	「算定年度排出量」= 「燃料等のCO ₂ 排出量」(- 削減量) or (+ 排出量)	

※8: 年度の途中で電気供給事業者を変更した場合: 低炭素電力又は高炭素電力の要件に該当する電気供給事業者からの受入電力量分に応じた削減量又は排出量を算定(複数の電気供給事業者から電力供給を受ける場合も同様)

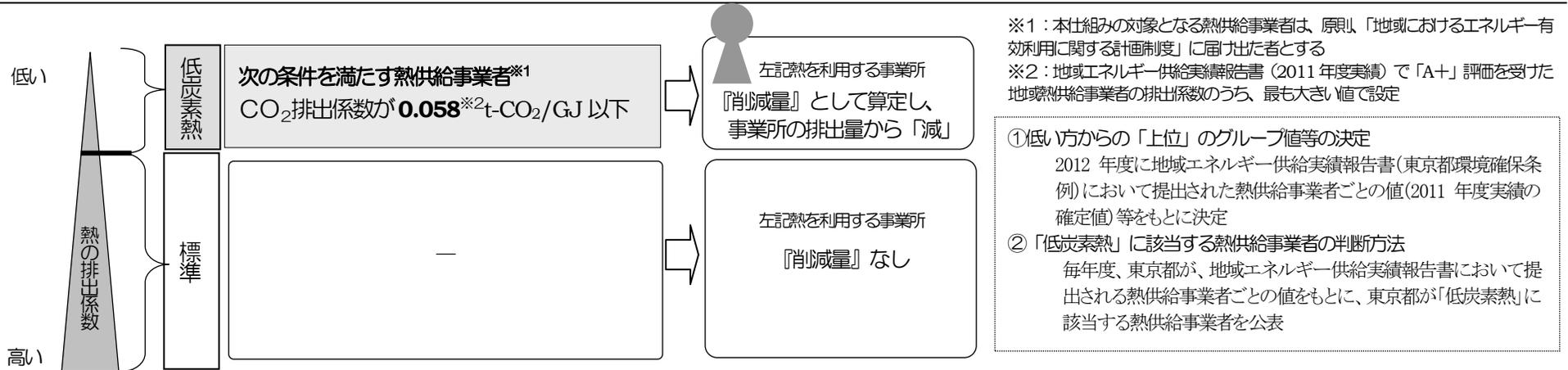
※9: 基準排出量については、低炭素電力による削減量を減したり、高炭素電力による排出量を増したりはしない

1 (24) 低炭素熱の選択の仕組み

【第2計画期間】

- 事業所の省エネ努力によるCO₂削減効果を評価するため、事業所のCO₂排出量の算定に当たっては、都が規定したエネルギー種別ごとのCO₂排出係数を、計画期間中、固定して計算することとしている。
(例) どの熱供給事業者から熱の供給を受けていても、都が設定した熱のCO₂排出係数を使用。係数を毎年変動させることは行わない。
- 第2計画期間では、事業所の「低炭素熱の供給事業者」選択行動を促すため、電気の「低炭素電力の選択の仕組み」と同様に、事業所が供給を受ける熱供給事業者の排出係数の違いを、一定の範囲で事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入

● 「低炭素熱の選択の仕組み」(イメージ)



● 「削減量」及び「算定年度排出量」の算定

- ✓ 事業所における削減義務達成を計画化しやすくするため、排出係数が確定している2年度前の地域熱供給事業者の排出係数等により削減量を算定
- ✓ 「低炭素熱」に該当する熱供給事業者は、毎年度、都が公表(地域エネルギー供給実績報告書における公表値等をもとに)
- ✓ 熱供給事業者の排出係数は、「低炭素電力等の選択の仕組み」及び「高効率コジェネ受入評価」を加味せず算定
- ✓ 算定された削減量は、計画書に添付する特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載し、検証機関による検証を受けた後に、11月末までに東京都に提出する。

<イメージ>

年度	第1計画期間		第2計画期間				
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
熱供給事業者	熱供給 2013年度 熱供給事業者の 排出係数等	◎「低炭素熱エントリシート」等を都に提出 (地域エネルギー供給実績報告書に添付) ■2013年度の状況が要件に適合する 熱供給事業者を都が公表					
指定地球温暖化対策事業所		低炭素熱の 選択	2015年度 受入熱量	★検証 → ◎計画 書提出	以降、毎年度同様		

削減量

「2年度前の熱供給事業者の排出係数等」及び「算定年度受入熱量」をもとに、都規定の方法によって「削減量」を算定(一定の利用上限を設定)

$$\text{削減量} = \text{算定年度受入熱量} \times \left[\text{第2期の排出係数 (0.060 t-CO}_2\text{/GJ)} - \text{熱供給事業者の排出係数 (2年度前)} \right] \times \frac{0.5}{\text{第2期の排出係数 (0.060 t-CO}_2\text{/GJ)}}$$

算定年度排出量^{※4}

「算定年度排出量」= 「燃料等のCO₂排出量」 - 削減量

※3 低炭素熱と低炭素熱の要件に該当しない熱の受入が混在する場合：低炭素熱の要件に該当する熱供給事業者等からの受入熱量分のみ削減量を算定
 ※4 基準排出量については、低炭素熱による削減量を減じない

1 (25) 高効率コジェネの取扱い ①全体

【第2計画期間】

- 高効率コジェネ利用による省エネ・省CO₂評価：第2計画期間における新たな電気のCO₂排出係数により、高効率コジェネの省エネ・省CO₂効果が評価されるため、第1計画期間で実施している、排出量の補正は実施しない。
- 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」：他の事業所の高効率コジェネから受け入れる電気・熱の排出係数の低さを、一定の範囲で受入事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入

		第1計画期間	第2計画期間
コジェネの設置事業所	高効率コジェネ利用による省エネ・省CO ₂ 評価	<ul style="list-style-type: none"> ●高効率コジェネの要件*1（都規定）に適合すれば、「削減量」を算定（算定年度排出量から「削減量」を減ずる。） <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">Step① 高効率コジェネの要件*1への適合の確認</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">Step② ガイドラインに従い、「削減量」算定</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">Step③*2 算定年度排出量＝燃料等のCO₂－「削減量」</div> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※2：基準年度排出量からも減ずる。</p>	<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">New</div> 第2計画期間の新たな電気のCO ₂ 排出係数により、高効率コジェネの省エネ・省CO ₂ 効果が評価されるため、第1計画期間で実施している、排出量の補正は実施しない*3。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">Step —</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">Step —</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">Step —</div> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※3：算定年度排出量及び基準年度排出量ともに排出量の補正は実施しない。</p>
	コジェネ電気・熱の外部供給分のマイナスカウント	<ul style="list-style-type: none"> ●全てのコジェネに対して、外部供給分のCO₂排出量をマイナスカウント <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">Step —</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">Step① ガイドラインに従い、「外部供給分」算定</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">Step②*2 算定年度排出量＝燃料等のCO₂－「外部供給分」</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●第1計画期間と同じ <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">Step —</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">Step① ガイドラインに従い、「外部供給分」算定</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">Step②*2 算定年度排出量＝燃料等のCO₂－「外部供給分」</div> </div>
受入事業所	高効率コジェネから受け入れている電気・熱の低CO ₂ 性能を評価	<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">Step —</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">Step —</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">Step —</div> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">●受入元の別によらず、都規定の排出係数を用いて算定</p>	<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">New</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">「高効率コジェネ受入評価の仕組み」</div> 他の事業所の高効率コジェネから受け入れる電気・熱の排出係数の低さを、一定の範囲で受入事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">Step①要件確認 高効率コジェネの要件*1への適合 & 当該コジェネ係数が第2計画期間の排出係数(都規定)未滿など</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">Step② ガイドラインに従い、「削減量」算定</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;">Step③ 算定年度排出量＝燃料等のCO₂－「削減量」</div> </div>

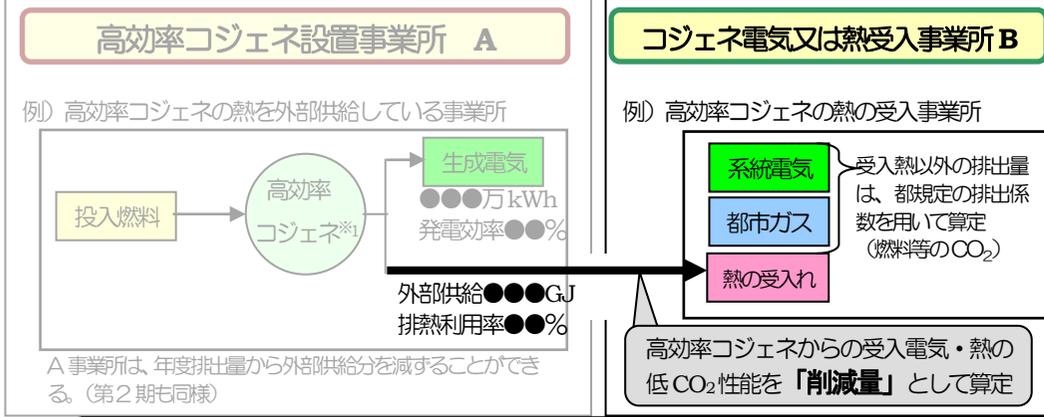
詳細は本資料 1(26)

※1：高効率コジェネの要件は、「発電効率×2.17+排熱利用>87%」であること。

1 (26) 高効率コジェネの取扱い ②高効率コジェネ受入評価の仕組み

【第2計画期間】

●「高効率コジェネ受入評価の仕組み」のイメージ



●第1計画期間 (2010-2014) の手順

受入元の別によらず、他のエネルギー種と同様に、都規定の排出係数を用いて算定



●第2計画期間 (2015-2019) の手順

他の事業所の高効率コジェネから受け入れる電気・熱の排出係数の低さを、一定の範囲で受入事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入



●「高効率コジェネ受入評価の仕組み」に必要な供給事業者の要件

- ✓ 高効率コジェネの電気又は熱の供給事業者が、次の要件を全て満たした場合に限り、受入側は「高効率コジェネ受入評価の仕組み」にて算定することができる。
- ✓ ただし、「低炭素電力等の選択の仕組み」の要件に該当する供給事業者として都が公表する供給事業者である場合は「高効率コジェネ受入評価の仕組み」では算定できない。(併用不可)

「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の要件	
電気	①高効率なコジェネ※1 であること。 ②当該コジェネの電気の排出係数が、第2計画期間の電気の排出係数 (0.489 t-CO ₂ /千kWh) 未満であること。 ③自営線で指定地球温暖化対策事業所に電力供給していること。 ④全供給電力量の1/2以上が自社コジェネによるものであること。 ⑤高炭素電力でないこと。
熱	①高効率なコジェネ※1 であること。 ②当該コジェネの熱の排出係数が、第2計画期間の熱の排出係数 (0.060 t-CO ₂ /GJ) 未満であること。 ③全供給熱量の1/2以上が自社コジェネによるもの※2 であること。 ④熱供給が本来業務である場合は、熱のエネルギー効率が「世或創陽区域の指定取消しの基準」以上であること。

※1 高効率コジェネとは、「発電効率×2.17+排熱利用率>87%」
 ※2 コジェネ熱をそのまま供給する場合に限る(冷水等に交換等して供給する場合を除く。)

●「削減量」及び「算定年度排出量」の算定

- ✓ 事業所における削減義務達成を計画化しやすくするため、排出係数が確定している2年度前の当該コジェネの状況を基に、高効率コジェネの要件確認及び削減量を算定
- ✓ 算定された削減量は、計画書に添付する特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載し、検証機関による検証を受けた後に、11月末までに東京都に提出する。

期間	第1計画期間		第2計画期間					
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
高効率コジェネ設置事業所 A※3	電気又は熱の供給 2013年度 電気又は熱の排出係数等	→★検証→	◎「高効率コジェネ要件確認書」(計画書に添付) ■都が要件適合を確認	等提出	◎写しを 提供	以降、毎年度同様		
コジェネ電気又は熱の受入事業所 B		高効率コジェネの電気又は熱の受入れ	2015年度 受入電力量又は熱量	→★検証→	◎計画書提出			

※3 高効率コジェネ設置事業所が指定地球温暖化対策事業所の場合

削減量※6	「2年度前の電気又は熱の排出係数等」及び「算定年度の受入電力量又は熱量」をもとに、都規定の方法によって「削減量」を算定	
	算定年度 削減量 = 電気又は熱の CGS 受入量	$\left[\begin{array}{l} \text{第2期の排出係数}^{※4} \\ \text{(電気0.489t-CO}_2\text{/千kWh)} \\ \text{又は熱0.060t-CO}_2\text{/GJ)} \end{array} \right] \times 2 - \left[\begin{array}{l} \text{電気又は熱の} \\ \text{CGS排出係数}^{※4} \\ \text{(2年度前)} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} 0.5 \\ \text{第2期の排出係数}^{※4} \\ \text{(電気0.489} \\ \text{又は熱0.060)} \end{array}$
算定年度排出量※5	「算定年度排出量」= 「燃料等のCO ₂ 」 - 削減量	

※4：電気の削減量算定の場合は電気の係数で、熱の場合は熱の係数で算定する。
 ※5：基準排出量については、高効率コジェネ受入評価の仕組みの削減量を減しない。
 ※6：「高効率コジェネ受入評価の仕組み」では、受入事業所の基準年よりあとに、供給者がコジェネを新たに設置し供給した場合は、削減量=受入量×(第2期の電気又は熱の排出係数-電気又は熱の供給者の排出係数)にて算定することができる。(ただし、区分I-2の事業所が、熱の受入で削減量を算定する場合は、基準排出量の2%分を削減量から減する。)

1 (27) 低炭素電力の選択の仕組み等における削減量について

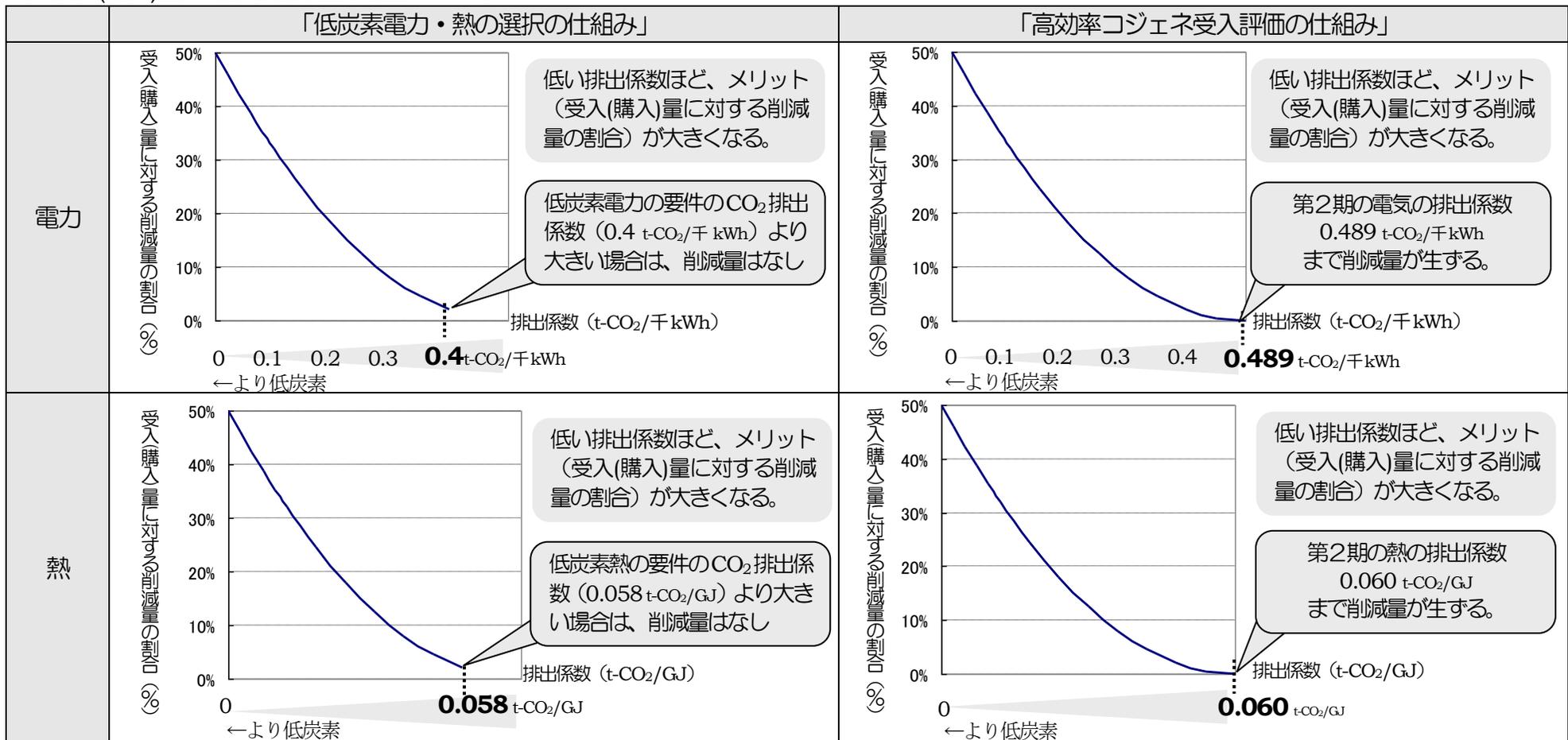
【第2計画期間】

● 削減量の算定式・・・2年度前の供給事業者の排出係数と算定年度の受入（購入）量をもとに削減量を算定

$$\text{削減量} = \text{算定年度受入(購入)量} \times \left[\begin{array}{l} \text{第2期の排出係数} \\ \text{(電気0.489t-CO}_2\text{/千kWh} \\ \text{又は熱0.060t-CO}_2\text{/GJ)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{電気又は熱の} \\ \text{供給者の排出係数} \\ \text{(2年度前)} \end{array} \right]^2 \times \frac{0.5}{\begin{array}{l} \text{第2期の排出係数} \\ \text{(電気0.489t-CO}_2\text{/千kWh} \\ \text{又は熱0.060t-CO}_2\text{/GJ)} \end{array}}$$

↓事業所ごとの値
 ↓供給者ごとの値

● 受入(購入)量に対する削減量の割合イメージ



※ 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」では、受入事業所の基準年よりあとに、供給者がコジェネを新たに設置し供給した場合は、削減量＝受入量×(第2期の電気又は熱の排出係数－電気又は熱の供給者の排出係数)にて算定することができる。(ただし、区分I-2の事業所が、熱の受入で削減量を算定する場合には、基準排出量の2%分を削減量から減ずる。)

1 (28) 今後の主なスケジュール (予定)

●第2計画期間の開始に向けた、主なスケジュールを下表に示す。(詳細は、各項目ページ参照)

凡例：事業所による提出・申請等の手続きが必要な箇所は◎、都が実施する事項の箇所は■、検証が必要な箇所は★

詳細は本資料	項目	第1計画期間		整理期間(～2016年9月末)				
		…2013年度	2014年度	第2計画期間		2017年度	2018年度	2019年度
		■説明会 ■4月及び3月規則改正	■説明会 ■3月末ガイドライン改正	2015年度	2016年度			
—	全体							
1(5)	中小企業等への対応	既存事業所		「中小企業等が1/2以上所有」に該当 ★ 計画書提出◎	◎廃止等届 ■指定取消 計画書提出◎	同左	同左	同左
		新たに指定地球温暖化対策事業所になる事業所		「中小企業等が1/2以上所有」に該当 計画書提出◎	同左	同左	同左	同左
1(7)	電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置			「電気事業法の緩和対象施設が主な用途」に該当 手続は、2013年度詳細検討 計画書に添付し提出◎		同左	同左	同左
1(10)	トップレベル事業所		■3月末ガイドライン改正 ■新認定基準等説明会 ■2011年度以降	→2015年度から適用する認定基準 降にトップレベル認定を受けた事業所に対し、都から適用期間の変更を通知				→2017年度からの認定基準
1(11)	CO ₂ 排出係数の見直し		■第2期排出係数の公表	→第2計画期間の排出係数で算定年度排出量を算定				
1(17) 1(20)	基準排出量の再計算		■再計算のお知らせ ◎計画書提出に合わせて再計算方法選択・提出	■第2期の基準排出量決定の通知				
1(21)	バンキングされた超過削減量等の取扱い			バンキングされた超過削減量の増量の倍率決定)				■事前に再周知 ■一斉にバンキングの増量
1(22)	第2計画期間の基準排出量の取扱い (排出実績で2か年度又は単年度を選択できる場合)		■お知らせ◎申請 基準排出量の再計算の手続で実施	■第2期の基準排出量決定通知				
1(23) 1(24)	「低炭素電力の選択の仕組み」の導入 「低炭素熱の選択の仕組み」の導入	電気供給事業者の電気供給又は熱供給事業者の熱供給	低炭素電力等又は低炭素熱の要件に該当する事業者の公表■	低炭素電力等又は低炭素熱の選択 ★ 計画書に記載し提出◎		同左	同左	同左
1(26)	高効率コジェネの取扱い ②「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の導入	高効率コジェネ設置事業者の電気供給又は熱供給	高効率コジェネの要件適合が判明	高効率コジェネの電気又は熱の受入れ ★ 計画書に記載し提出◎		同左	同左	同左

2 制度運用に関するその他のお知らせ

- (1) 制度運用に関するその他のお知らせ
- (2) 推進体制の整備
- (3) 駐車場、倉庫、小学校などの小原単位建物の除外
- (4) 排出標準原単位の改定 ～細分化及び新たな用途区分設定～
- (5) 主な義務と義務違反時の措置
- (6) 特定計量器の取扱い ～燃料等使用量の実測による把握～
- (7) 削減対策の推進に向けて

2 (1) 制度運用に関するその他のお知らせ (その1)

【第1計画期間から実施するもの含む】

	第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019)
①制度手続等の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ●「自動車の取組状況報告」を廃止 (2013年度から適用) 地球温暖化対策計画書から、「自動車に関する取組状況の報告様式」を廃止 (自動車点検表の任意提出を求める。) 	(同左を継続)
	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者等講習会の受講義務 全ての統括管理者等に講習会の受講義務 	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者等講習会の受講義務の見直し ~受講は「任意」へ変更 第2計画期間以降に、新たに指定地球温暖化対策事業所となる事業所において、統括管理者等の経験がない者が統括管理者等になる場合は受講義務。その他の場合は受講任意 (引き続き管理者等講習会は開催)
	<ul style="list-style-type: none"> ●トップレベル事業所認定に関する手続の簡素化 ~認定後の毎年の状況報告の簡便化 (2013年度から適用) ・現在、認定後の毎年の状況報告として、毎年更新される新たなガイドライン及びツールを適用して、毎年、調書・評価書の再作成を行い、都に報告を求めている手続について、2013年度からは、毎年更新される新たなガイドライン等への適合状況報告ではなく、「認定時のガイドライン及びツールを適用」し、毎年度報告する手続に変更 ・基準排出量変更があった場合、全てに検証が必要であったが、規模の減少又は設備の増減などの場合については検証不要とし、検証が必要な場合も評価書などに変更があった部分のみに限定 	(同左を継続)
	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー管理の運動性及び隣接又は近接に該当する建物等で使用するエネルギーは、燃料等使用量監視点の要件に該当する場合には全て事業所のCO₂排出量として算定 	<ul style="list-style-type: none"> ●大学に併設の中学高校など、事業所内に複数の建物を有する場合 で、事業所の主たる事業以外の事業に使用されている建物であり、かつ、CO₂排出原単位が一定値以下である比較的小規模な建物のCO₂排出量を基準排出量及び年度排出量の算定から除くことを認める。
②排出標準原単位の改定	<ul style="list-style-type: none"> ●旧地球温暖化対策計画書制度 (キャップ&トレード制度開始前に運用していた都条例に基づく制度) の対象事業所データ (2005-2007年度) を基に、都が主な用途区分ごとに排出標準原単位を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ●排出標準原単位の一部について細分化を行い、新たな用途区分を設定する (飲食、物販、冷凍冷蔵倉庫、教育 (理系)、情報通信 (データセンター))。設定に当たっては、原則、現行と同様に2005-2007年度値を活用 ●第2計画期間で活用する排出標準原単位には、排出係数変更による影響を反映 <p style="text-align: center;">※2014年度末公表予定</p>
③テナント対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●2011年夏の節電により深化したテナント事業者の省エネ対策をより一層推進するため、テナント点検表の見直しや、当該データ等の活用で取組を点数化し評価・公表する仕組みの新設を検討 ~2013年度検討 (試行)、2014年度導入 	(同左を継続)

2 (1) 制度運用に関するその他のお知らせ (その2)

【第1計画期間から実施するもの含む】

	第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019)																																																												
④「生グリーン電力」の取扱いの変更	<ul style="list-style-type: none"> ●2013-2014 年度に適用するルール 託送等により再生可能エネルギーを制度対象事業所に供給した場合で、供給事業者の全体の排出係数が、第1計画期間の電気の排出係数 (0.382t-CO₂/千kWh) 以下の場合、太陽光等との組み合わせなしに、供給した特定水力の量に応じて再エネクレジットを付与 	<p>(「低炭素電力の選択の仕組み」(詳細は本資料1 (12)) に移行。「生グリーン電力の仕組み」は第2計画期間では実施しない。)</p>																																																												
⑤履行期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> ● 取引期間を確保するため、履行期限を「削減義務期間の終了の年度の翌年度末日」から半年延長し、「削減義務期間の終了の年度の翌々年度の9月末日」とする。 <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td colspan="5"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">履行期限 2016年3月末</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2010 年度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2011 年度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2012 年度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2013 年度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2014 年度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2015 年度</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">第1計画期間</td> <td style="text-align: center;">整理期間 (1年)</td> </tr> </table> <p>(旧) 第1計画期間の履行期限</p> </div> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td colspan="6"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">履行期限 2016年9月末</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2010 年度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2011 年度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2012 年度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2013 年度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2014 年度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2015 年度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">第1計画期間</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">整理期間(1年6か月)</td> </tr> </table> <p>(新) 第1計画期間の履行期限</p> </div>						履行期限 2016年3月末	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	第1計画期間					整理期間 (1年)							履行期限 2016年9月末	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度		第1計画期間					整理期間(1年6か月)		<p>(同左を継続)</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td colspan="6"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">履行期限 2021年9月末</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2015 年度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2016 年度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2017 年度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2018 年度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2019 年度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2020 年度</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">第2計画期間</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">整理期間(1年6か月)</td> </tr> </table> <p>(新) 第2計画期間の履行期限</p> </div> <p>(同左を継続)</p>							履行期限 2021年9月末	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度		第2計画期間					整理期間(1年6か月)	
					履行期限 2016年3月末																																																									
2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度																																																									
第1計画期間					整理期間 (1年)																																																									
						履行期限 2016年9月末																																																								
2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度																																																									
第1計画期間					整理期間(1年6か月)																																																									
						履行期限 2021年9月末																																																								
2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度																																																									
第2計画期間					整理期間(1年6か月)																																																									
⑥特定計量器の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃料等使用量が、購買伝票等により把握不可能である場合は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測把握も可能 ● 緩和措置として、2014 年度末までは、取引又は証明に使用可能な計量器ではない計量器による実測把握も可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2015 年度 (第2計画期間) 以降は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測に限る。 ● ただし、取引又は証明に使用可能な計量器でない計量器で実測する場合は、公平性の観点から、保守的な算定とする。 																																																												

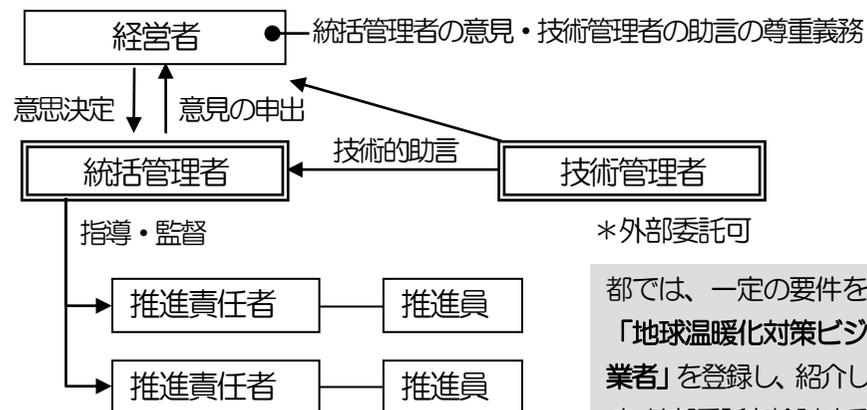
2 (2) 推進体制の整備

～第2期からの変更点：管理者等講習会の受講義務の見直し～

【第2計画期間】

- 事業者は、対象事業所ごとに、次の者を選任しなければならない（選任義務）。
 - ①「統括管理者」（役割）その事業所の対策実施状況を把握し、従業員の指導・監督や経営者への意見申出を行う。
 - ②「技術管理者」（役割）経営者や統括管理者に対し、技術的助言を行う。（外部委託も可能）
*同一の人が複数の事業所の技術管理者になること（兼任）については、5事業所まで
- 事業所の規模に応じて、『推進責任者』及び『推進員』を選任するものとする。

■推進体制



- 「地球温暖化対策ビジネス事業者登録紹介制度」ホームページ
<http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyou/j4/>

統括管理者の要件

- ①指定地球温暖化対策事業者の地球温暖化対策に係る業務を統括する部署に所属し、地球温暖化対策の実施に関する決定の権限及び責任を有すること
- ②都の定める講習会を修了すること*

技術管理者の要件

- ①以下に示す資格のいずれかを有すること

エネルギー管理士、一級建築士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士、建築設備士、技術士（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境、総合技術監理（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境））

- ②省エネルギー診断を実施する能力を有すること
- ③都の定める講習会を修了すること*

第2計画期間からの変更点

※第2計画期間以降に、新たに指定地球温暖化対策事業所となる事業所において、統括管理者等の経験がない者が統括管理者等になる場合は受講義務
その他の場合、受講は任意（受講しない場合は、制度についての理解に努めること。）
（管理者等講習会は毎年度6月及び11月頃開催予定）

2 (3) 駐車場、倉庫、小学校などの小原単位建物の除外

【第2計画期間】

- 複数の建物を有する事業所において、その事業所の主たる事業以外の事業のみに使用されており、かつ、CO₂ 排出原単位が一定値以下である比較的小規模な建物（小原単位建物）がある場合は、当該建物の CO₂ 排出量を基準排出量及び年度排出量の算定から除外できる（原油換算エネルギー使用量には含める。）。
- 除外する CO₂ 排出量は、「エネルギー使用量の実測」又は「小原単位建物における原単位に当該床面積を乗じて推計」での算定
- 特定地球温暖化対策事業所であって要件に該当する場合の手続は、2014 年度の基準排出量の再計算の手続で実施（検証対象外）

● 小原単位建物の要件

複数の建物を有する事業所であって、次の①から③までの**全ての**要件を満たすこと。（複数建物で要件を満たす場合は、合計で基準排出量 10%以下まで除外可）

要件①：CO₂ 排出原単位が 25kg-CO₂/㎡以下である建物

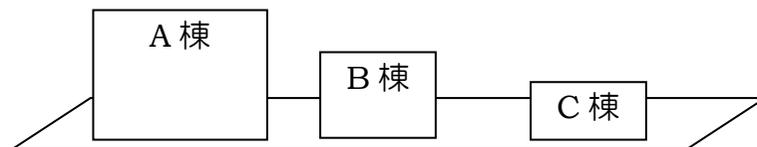
- ※ エネルギー使用量の実測されていること。
- ※ ただし、駐車場、倉庫、小学校など※は、25kg-CO₂/㎡以下であることが一般的であるので、計測必要なし。
- ※ 当該建物において、工事等による CO₂ 減など特異的な状況の場合は除く。

要件②：当該建物が、事業所の主たる事業以外の事業に使用されている建物であること。

- ※ 主たる事業とは、当該事業所における事業の中で CO₂ 排出量が最も大きな事業
- ※ 事業所の主たる事業に関わる者が使用する駐車場、主たる事業の生産品の倉庫などは、本要件に該当しない。

要件③：当該建物の CO₂ 排出量が基準排出量の 10%以下であること。

<イメージ>



	A 棟	B 棟	C 棟
要件①原単位	83kg-CO ₂ /㎡	34kg-CO ₂ /㎡	20kg-CO ₂ /㎡
要件②事業	主たる事業	主たる事業	・主たる事業以外 ・主たる事業との 関連性なし
要件③基準排出量に対する割合	60%	40%	10%
全ての要件	不適合	不適合	適合

● 除外する CO₂ 排出量の算定方法

小原単位建物として除外する CO₂ 排出量は、次の①又は②の方法で算定。要件確認時に算定し、小原単位建物の床面積の増減がない限り、計画期間中は同じ量を除外する。

- ア. 駐車場、倉庫、小学校など※の場合は、25kg-CO₂/㎡に、当該床面積を乗じて算定
- イ. イ以外の場合は、当該建物のエネルギー使用量の実測値から CO₂ 排出量を算定（上限 25kg-CO₂/㎡）

● 除外対象及び除外方法

原油換算エネルギー使用量	除外不可 ×	原油換算エネルギー使用量からは除外できないので、指定(特定)地球温暖化対策事業所（年間の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上）としての義務はこれまで同様
基準排出量 年度排出量	除外可 ○	除外する場合は、年度排出量だけでなく、基準排出量からも除外しなければならない。

※除外された範囲についても、可能な範囲での削減対策の推進を行うこと。

● 手続

要件の確認は、第2計画期間の基準排出量を決定（改定を含む。）する際に、1回のみ行う（検証対象外）。

	第1計画期間	第2計画期間	
	… 2014	2015	～2019
2014 年度までに特定地球温暖化対策事業所となった事業所	【要件確認】 基準排出量の再計算の際(計画書提出時)に根拠書類添付のうえ、都に申請	以降、毎年度、年度排出量から除外 ※小原単位建物の床面積の増減がない限り、計画期間中は同じ量を除外する。(除外量は検証対象外)	

2015 年度以降に特定地球温暖化対策事業所となる場合は、基準排出量決定の際に申請

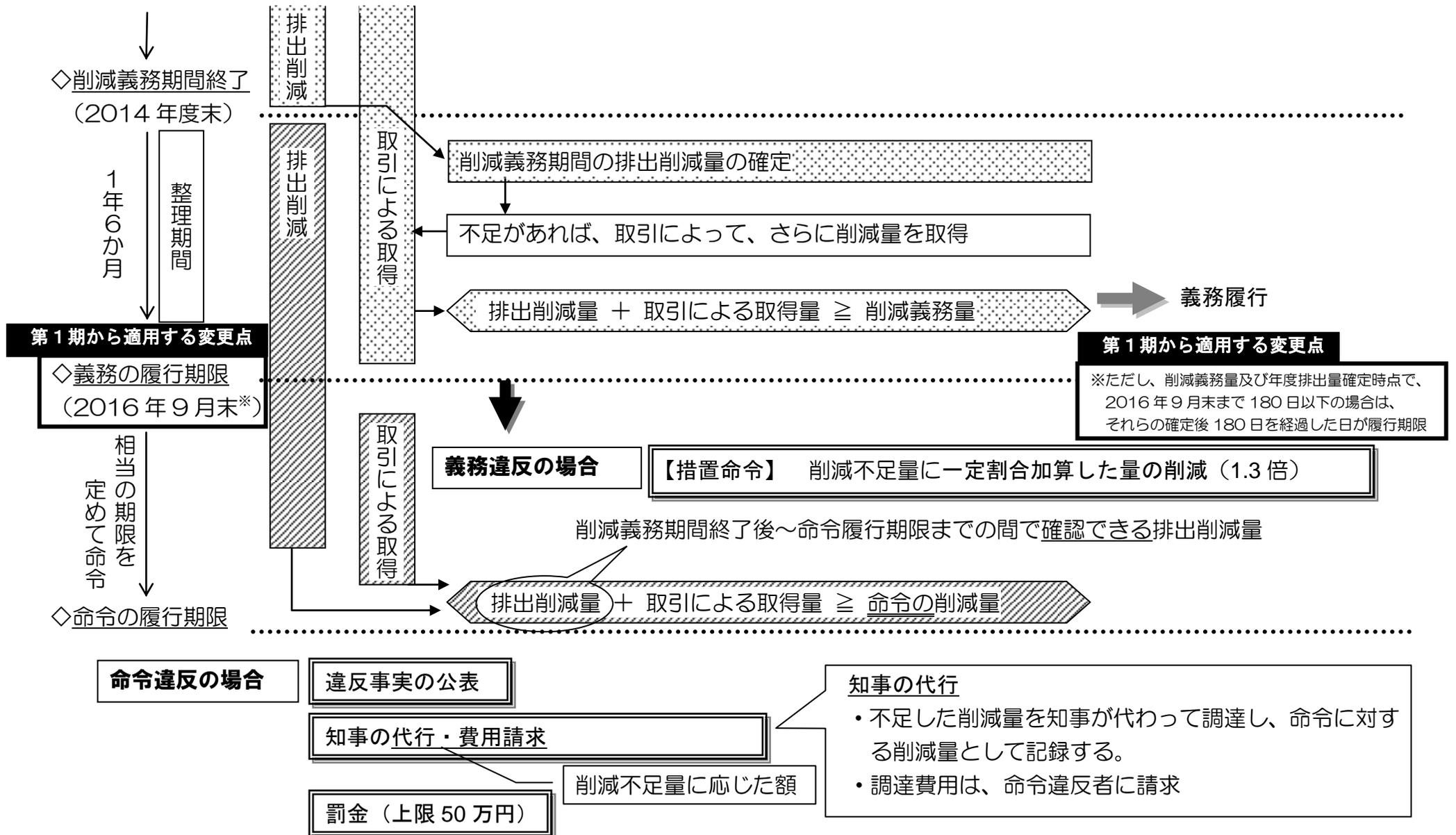
2 (4) 排出標準原単位の改定 ～細分化及び新たな用途区分設定～

【第2計画期間】

- 東京都が定める排出標準原単位とは、当該用途における平均的な単位面積当たりの排出量
 - ✓ 基準排出量の算定や基準排出量の変更の算定に使用
 - ✓ 都の定める原単位は省エネ効率のより良い建物を想定しているため、省エネの目安にも活用
- 第2計画期間においては、第1計画期間の実態等を反映して、より詳細な用途を設定（一部、細分化を行い、新たな用途区分を設定する（飲食、物販、冷凍冷蔵庫、教育（理系）、情報通信（データセンター））
- 第2計画期間で活用する排出標準原単位には、排出係数変更による影響を反映
- 今後のスケジュール
第2計画期間に使用する排出係数に基づき新たな原単位を公表（2014年度末予定）

2 (5) 主な義務と義務違反時の措置 ～第1期から適用する変更点：義務の履行期限の延長～

- 削減義務未達成に対しては、まず、削減不足量に1.3倍加算した量を削減するように命令
- その命令にも違反した場合、違反事実の公表、削減不足量に応じた額の支払義務、罰金（上限50万円）



2 (6) 特定計量器の取扱い ～燃料等使用量の実測による把握～

【第2計画期間】

● 「第1計画期間の取扱い」(緩和措置)

- ✓ 燃料等使用量が、購買伝票等により把握不可能である場合は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測把握も可能
- ✓ 緩和措置として、2014年度末までは、取引又は証明に使用可能な計量器ではない計量器による実測把握も可能
(特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン (p53～54))

● 「第2計画期間以降の取扱い」

- ✓ 2015年度(第2計画期間)以降は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測に限る。
- ✓ ただし、やむを得ず、取引又は証明に使用可能な計量器でない計量器で実測する場合は、公平性の観点から、**保守的な算定**とする。
※特定地球温暖化対策事業所になるまでの年度の排出量(基準排出量算定年度の排出量を含む)は、「第1期の取扱い」(緩和措置)を適用

● 保守的な算定(5%増又は減での算定)

①算定すべき排出量の場合：実測値×1.05を燃料等使用量として排出量を算定

【事例】事業所で使用している電力などのエネルギーを特定計量器以外の計量器で実測する場合

【算定例】実測値が120,000kWhの場合
 $120,000\text{kWh} \times 1.05 = 126,000\text{kWh}$ をその事業所の燃料等使用量とする。

②除外すべき排出量の場合：実測値×0.95を燃料等使用量として排出量を除外

【事例】住宅用途や他事業所への供給量を特定計量器以外の計量器で実測する場合

【算定例】住宅用途への電力供給量の実測値が6,800kWhの場合
 $6,800\text{kWh} \times 0.95 = 6,460\text{kWh}$ をその事業所の燃料等使用量から除外する。

- **保守的な算定の適用範囲**：算定(又は除外)しなければならない排出量の算定に適用する。一方、算定できる削減量や除外量の実測値は、特定計量器で実測されている必要があるため、保守的な算定は適用しない。
- **特定計量器が存在しない計量器である場合**：計量法で規定する特定計量器が存在しない計量器(例えば、口径40ミリメートルより大きな積算熱量計)である場合は、保守的な算定を行う必要はないが、当該計量器の定期的な保守・校正に努め、より精度の高い計量を行うものとする。

● 「第1期の取扱い」から「第2期の取扱い」への移行

①2014年度までに特定地球温暖化対策事業所になる事業所 第2期からの算定年度排出量において「第2期の取扱い」を行う。

(例) 2013年度から特定、基準排出量は2010～2012年度の平均値

第1計画期間					第2計画期間				
2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
指定	指定	指定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定
「第1期の取扱い」(緩和措置)					「第2期の取扱い」				

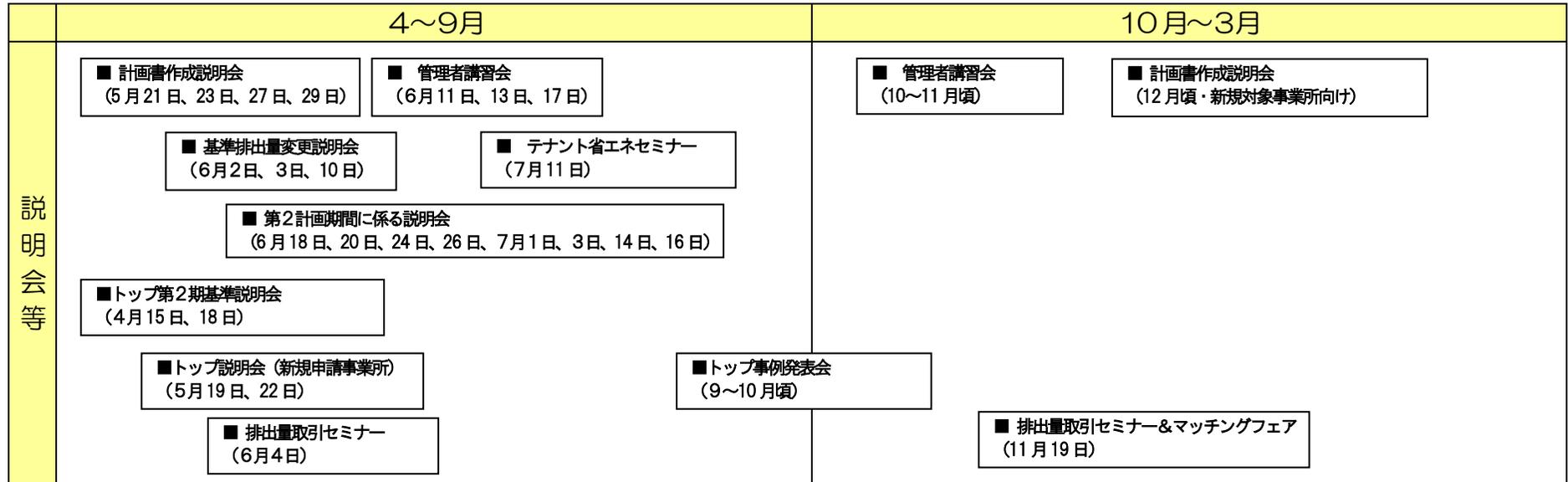
②2015年度以降に特定地球温暖化対策事業所になる事業所 特定地球温暖化対策事業所になる前の算定年度排出量は「第1期の取扱い」(緩和措置)であり、これら年度の平均値で基準排出量を算定する場合も「第1期の取扱い」(緩和措置)にて算定を行う。

(例) 2017年度から特定、基準排出量は2014～2016年度の平均値

第1計画期間					第2計画期間				
2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
—	—	—	—	指定	指定	指定	特定	特定	特定
「第1期の取扱い」(緩和措置)					「第2期の取扱い」				

※基準排出量(2014～2016年度の平均値)も「第1期の取扱い」(緩和措置)

■ 2014年度の説明会等について



■ 東京都チャンネル (YouTube) で、制度について説明した動画を公開していますので、是非、ご覧ください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/overview.html

項目	時間
大規模事業所における総量削減義務と排出量取引制度 (全体概要)	動画 (17分52秒)
テナントの省エネ対策について	動画 (11分39秒)
都内中小クレジットについて	動画 (9分58秒)
排出量取引制度の仕組み	動画 (9分20秒)
削減量口座簿について	動画 (11分43秒)
総量削減義務と排出量取引システム	動画 (7分32秒)
第2計画期間における基準排出量の再計算	動画 (15分16秒)

■ 都内事業所における「賢い節電&省エネ対策」事例レポートをご紹介しますので、是非、ご覧ください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/setsuden/good_practices/good_practices_2012summer.html

3 御質問等をお寄せいただく場合の方法等について

- (1) 御質問等をお寄せいただく場合の方法等
- (2) 制度に対する御質問の回答集について

3 (1) 御質問等をお寄せいただく場合の方法等

〔御協力のお願い〕

- 御質問等をお寄せいただく際には、「共通の書式（質問シート）」を御活用いただき、できる限り「メールで御提出」くださいますよう、よろしくお願いいたします。
(FAXで送信いただくことも可能です。)
- 皆様からいただいた御質問に対する回答は、対象事業所の全ての皆様と広く共有させていただきたいと考えております。
- このため、一般的な御質問等への回答内容は一定のとりまとめのうえ、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答（FAQ）」として掲載させていただく場合があります。
御理解・御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【送付先】 東京都 環境局 都市地球環境部 総量削減課

Eメール：keikakusho@kankyo.metro.tokyo.jp

FAX：03(5388)1380

【トップレベル事業所についてはこちら】

Eメール：toplevel@kankyo.metro.tokyo.jp

質問シート URL：http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/attachement/toplevel_question.xls

■御質問いただく際の 「共通の書式」(質問シート)

下記のシートです。下記アドレスからダウンロードも可能です。御利用ください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/question_download.html

「総量削減義務と排出量取引制度」に関する質問 送付シート (E-mail用)

送付先 東京都 環境局 都市地球環境部 総量削減課
E-mail:keikakusho@kankyo.metro.tokyo.jp

- いただいたご質問等への回答は、対象事業所の皆様と広く共有させていただきたいと考えております。
- このため、都にお寄せいただくご質問等への回答内容は一定のとりまとめのうえ、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答(FAQ)」として掲載させていただきます。
- 個別にご回答することはご容赦いただきたいと思いますので、ご理解・ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。
- トップレベル事業所に関するご質問は、別途、質問シートを設けておりますので、そちらをご利用ください。

氏名			
事業所名		指定番号 ※	
所属部署 名等			
対象事業所 との関係			
連絡先	電話		
	E-mail		

※対象事業所の場合は、指定番号（都が指定する4けたの数字）を御記入ください。

質問①	区分	

3 (2) 制度に対する御質問の回答集について

【第2計画期間】

- 都へいただいた主なご質問等への回答は、第1計画期間と同様、次のURLにてFAQを掲載
- http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/answers.html

よくある質問・回答集

質問区分一覧

質問区分一覧(*クリックすると、関連項目にジャンプします。)

質問シートによりいただいた質問を中心にこのQ&A集を作成しております。
質問シートは[こちら](#)からダウンロードできます。
第2計画期間に関する項目を新たに追加しています。

1. (1)対象事業所要件 ■ (2)事業所の範囲	10. テナントビルへの対応
2. 報告対象ガス・削減義務対象ガス	11. 新築ビル
3. 排出量算定方法	12. 推進体制
4. 削減義務対象者	13. 検証方法
5. 削減計画期間	14. 検証機関、検証主任者
6. 基準排出量	15. 義務違反時の措置
7. 削減義務率	16. 事業所の廃止(指定取消)
8. トップレベル事業所	17. 今後のスケジュール
9. (1)排出量取引 ■ (2)超過削減量 ■ (3)都内中小クレジット ■ (4)再エネクレジット	18. その他
	19. 第2計画期間 ■ (1)削減義務率

19. 第2計画期間

- (1)削減義務率
- (2)新たに削減義務対象になる事業所の取扱い
- (3)トップレベル事業所認定
- (4)CO₂排出係数の見直し
- (5)低炭素電力・熱の選択の仕組み
- (6)高効率コジェネの取扱い
- (7)その他

この場所に掲載中

気候変動対策に関する提言・要望等は、こちらからお寄せください。

お電話によるお問い合わせはこちらをご覧ください。

関連情報

- ・ ニュースルーム
- ・ 申請のご案内